

**羽村市障害者計画
第5期羽村市障害福祉計画
第1期羽村市障害児福祉計画**

計画期間 平成30年度～平成32年度

(答申)

平成29年12月

羽村市障害者計画等審議会

は　じ　め　に

本審議会では、平成29年度までを計画期間とする羽村市障害者計画及び第4期羽村市障害福祉計画の次期計画と児童福祉法の改正により新たに策定が義務付けられた第1期羽村市障害児福祉計画の策定にあたり、平成29年6月より計6回の審議会を開催し、審議を進めてきました。

近年の障害者施策の動向では、「発達障害者支援法」の改正により、乳幼児期から成人期に至る発達障害者への切れ目のない支援の重要性が明確に示されたことや、「障害者雇用促進法」の改正により平成30年4月から法定雇用率算定に精神障害者も算定されるなど、相談や福祉サービス、就労や社会参加への支援対象の拡大と、そのニーズの多様化・多重化・複雑化が進んでいます。

また、平成28年4月からは障害を理由とする差別の禁止、合理的な配慮の提供義務などを定めた障害者差別解消法が施行されており、あらゆる分野において障害のある人の権利の保障、人権擁護の観点から様々な施策の見直しが求められています。

このように、障害のある方を取り巻く状況が大きく変化する中、審議会においては、法改正等の状況を踏まえながら、障害者計画策定のための基礎調査集計結果、障害者数の推移等の基礎資料、現行の障害者計画・障害福祉計画に掲げる具体的事業の進捗状況、数値目標等の達成状況などを評価、検証してまいりました。

そして、引き続き「ともに生きる地域社会“はむら”の創造」を基本理念に設定しながら、基本的視点に掲げる、人権の尊重、自己決定の尊重、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進の観点から、次期計画における施策及び事業並びにサービス見込量やその確保の方策について検討してまいりました。

本審議会における、市長からの諮問に係る「羽村市障害者計画、第5期羽村市障害福祉計画及び第1期羽村市障害児福祉計画について」の審議結果は後述のとおりです。

平成29年12月27日

羽村市障害者計画等審議会
会長　井上克巳

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景	3
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間	6
4. 計画策定の過程	7

第2章 障害者を取り巻く状況

1. 市の障害者の状況	11
2. 基礎調査の結果	19
3. これまでの取組み	27
4. 取り組むべき主な課題	32

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	37
2. 基本的視点	38
3. 基本目標	39
4. 施策の体系	42

第4章 施策の展開

基本目標 1. ともに生きる地域づくり	45
基本目標 2. 安心してサービスを利用できる仕組みづくり	50
基本目標 3. 自立を支援する基盤づくり	55
基本目標 4. 障害児支援体制の整備	61
基本目標 5. 就労と社会参加の支援の充実	69
基本目標 6. 安全・安心なまちづくり	72

第5章 障害者・障害児の福祉サービス推進

(第5期羽村市障害福祉計画・第1期羽村市障害児福祉計画)

1. 平成32年度の目標値	79
2. 障害福祉サービスの見込み量と確保策	86
3. 障害児の福祉サービス見込み量と確保策	93
4. 地域生活支援事業の見込み量と確保策	95

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画推進のために	103
2. 計画の点検と評価	104

資料編

1. 羽村市障害者計画等審議会条例	107
2. 羽村市障害者計画等審議会委員名簿	110
3. 審議会の審議経過	111
4. 用語解説	112

第 1 章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

市では、平成 21 年 2 月に、「障害者基本法に基づく「羽村市障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「第 2 期羽村市障害福祉計画」を一体的に策定し、「ともに生きる地域社会“はむら”の創造」を基本理念として、障害者施策を総合的に推進してきました。

その後、平成 24 年 3 月には「第 3 期羽村市障害福祉計画」、平成 27 年 3 月には「羽村市障害者計画及び第 4 期羽村市障害福祉計画」とこれまで 4 期にわたりて計画を策定し、「ともに生きる地域社会」を目指したまちづくりを展開してきました。

第 4 期計画の策定の際には、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法^{*}の成立、障害者自立支援法に替わる障害者総合支援法^{*}の成立、障害者差別解消法^{*}の成立、障害者権利条約^{*}の批准など、障害者福祉を取り巻く環境の大きな改革にも対応してきました。

近年では、「難病医療法」の施行により、医療費助成の法定化、対象となる難病^{*}の範囲の拡大がなされたこと、「発達障害者支援法」の改正により、乳幼児期から成人期に至る発達障害者への切れ目のない支援の重要性が明確に示されたこと、さらに平成 30 年 4 月からは改正された障害者雇用促進法により法定雇用率^{*}算定に精神障害者も算定されることなどに伴い、相談や福祉サービス、就労や社会参加への支援対象の拡大や、そのニーズの多様化・多重化・複雑化が進んでいます。

また、平成 28 年 4 月からは障害を理由とする差別の禁止、合理的な配慮の提供義務などを定めた障害者差別解消法が施行されており、あらゆる分野において障害のある人の権利の保障、人権尊重の観点からさまざまな施策の見直しが求められています。

このような中、第 5 期障害福祉計画策定に向けた国の指針では、一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく「地域共生社会」の実現に向けた動きや、精神障害者支援の充実のほか、障害児支援の一層の充実を図るため、市町村に「障害児福祉計画」の策定を義務付けています。

この度、第 4 期計画が計画期間満了を迎えるにあたり、障害のある人を取り巻く社会情勢の変化などに的確に対応し、障害者福祉施策の一層の推進を図るため、障害者計画と障害福祉計画を一体的に見直し、新たに「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定します。

こうした障害者施策の改革期にあたり、障害者福祉についての理解を深め、「ともに生きる社会の実現」「住みなれた地域で自立した生活」ができるよう、基本理念と施策の方向性を示すとともに、障害者施策の総合的な展開を図ります。

＜障害者施策をめぐる近年の国の動き＞

■ 「障害者基本法」の改正 ■

平成23年8月施行。この法律においては、全ての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、障害者の定義に「社会的障壁」を明記し、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めていました。

■ 「障害者虐待防止法」の成立 ■

平成23年6月成立。市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。平成24年10月1日から施行。

■ 「障害者差別解消法」の成立 ■

平成25年6月成立。障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどが規定されています。平成28年4月1日から施行。

■ 「第3次障害者基本計画」の策定 ■

平成25年9月策定。平成25年度から平成29年度までの5年間。地域における共生、差別の禁止、自己決定の尊重などの基本原則を強化するとともに、施策分野として「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の3つの分野が新設されています。

■ 「障害者雇用促進法」の改正 ■

平成25年6月成立。これまでにも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては雇用の分野における障害を理由とする差別的な取扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障害者を加えることなどが盛り込まれました。平成28年4月1日から施行（法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える規定は平成30年4月1日施行）。

■ 「難病医療法」の施行 ■

平成26年5月成立。難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すことが理念として掲げられています。また、難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大するとともに、相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実することなどが定められています。平成27年1月1日から施行。

■ 「発達障害者支援法」の改正 ■

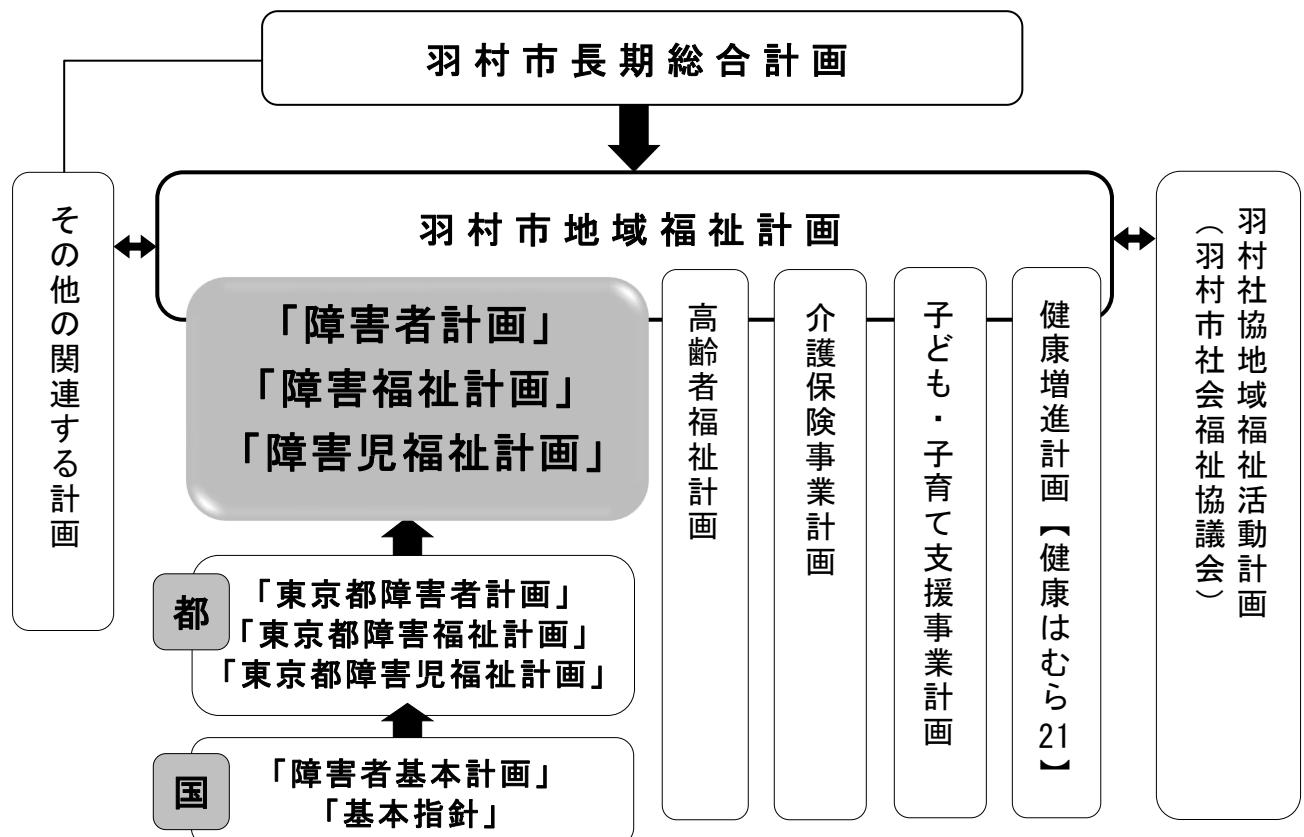
平成28年5月成立。自閉症やアスペルガー症候群^{*}などの人を支える「発達障害者支援法」を10年ぶりに見直す改正法案であり、発達障害者が「切れ目のない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めていました。平成28年8月から施行。

◎第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針の主な内容

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画については、国の基本指針の中で、地域共生社会の実現に向け、精神障害や障害児、発達障害者への支援を一層充実することとし、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「地域生活支援拠点等の整備」「福祉施設から一般就労への移行等」「障害児支援の提供体制の整備等」を推進することとされています。

2. 計画の位置づけ

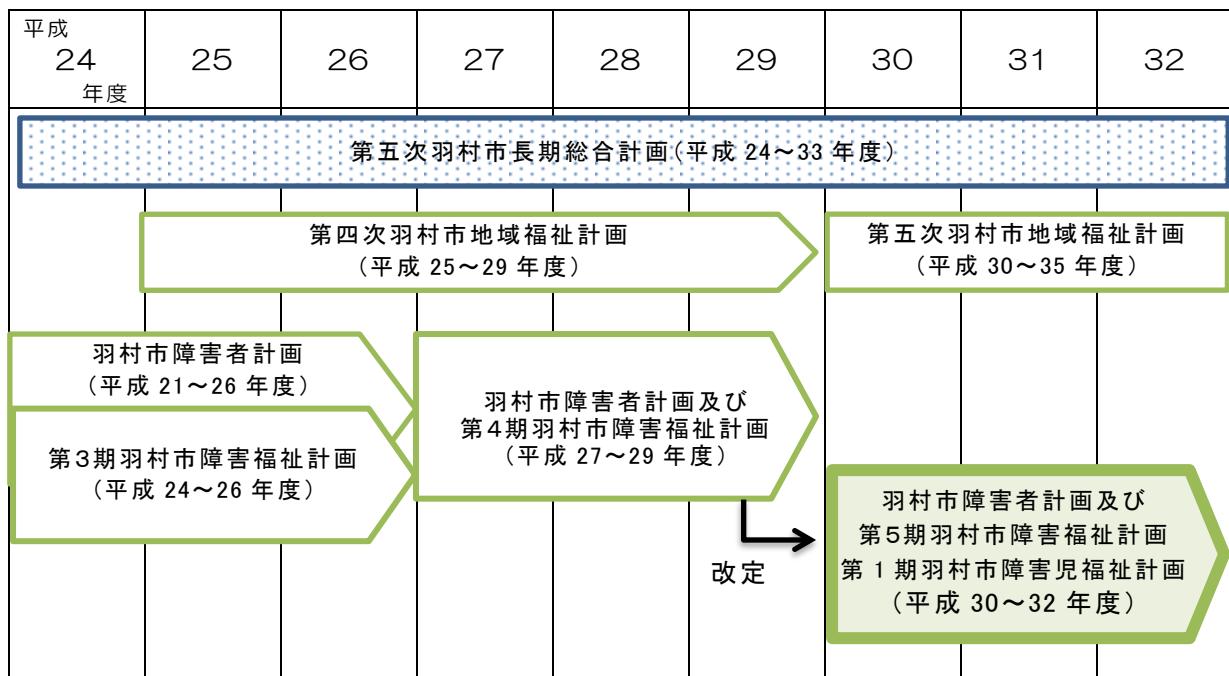
- この計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。
- 国の「障害者基本計画」「基本指針」、東京都の「東京都障害者計画」「東京都障害福祉計画」「東京都障害児福祉計画」を踏まえ、「第五次羽村市長期総合計画」「第五次羽村市地域福祉計画」を上位計画として、市における障害者施策に関する基本的な指針とします。



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

なお、国の障害者施策の動向や社会情勢の変化などに対応する必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。



≪ 3 つの計画の関係イメージ ≫

障害者計画

障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定されるものです。障害者計画は市の障害者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

障害福祉計画

障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として策定されるものです。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を明らかにするものです。

障害児福祉計画（新規）

児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画として策定されるものです。障害児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。

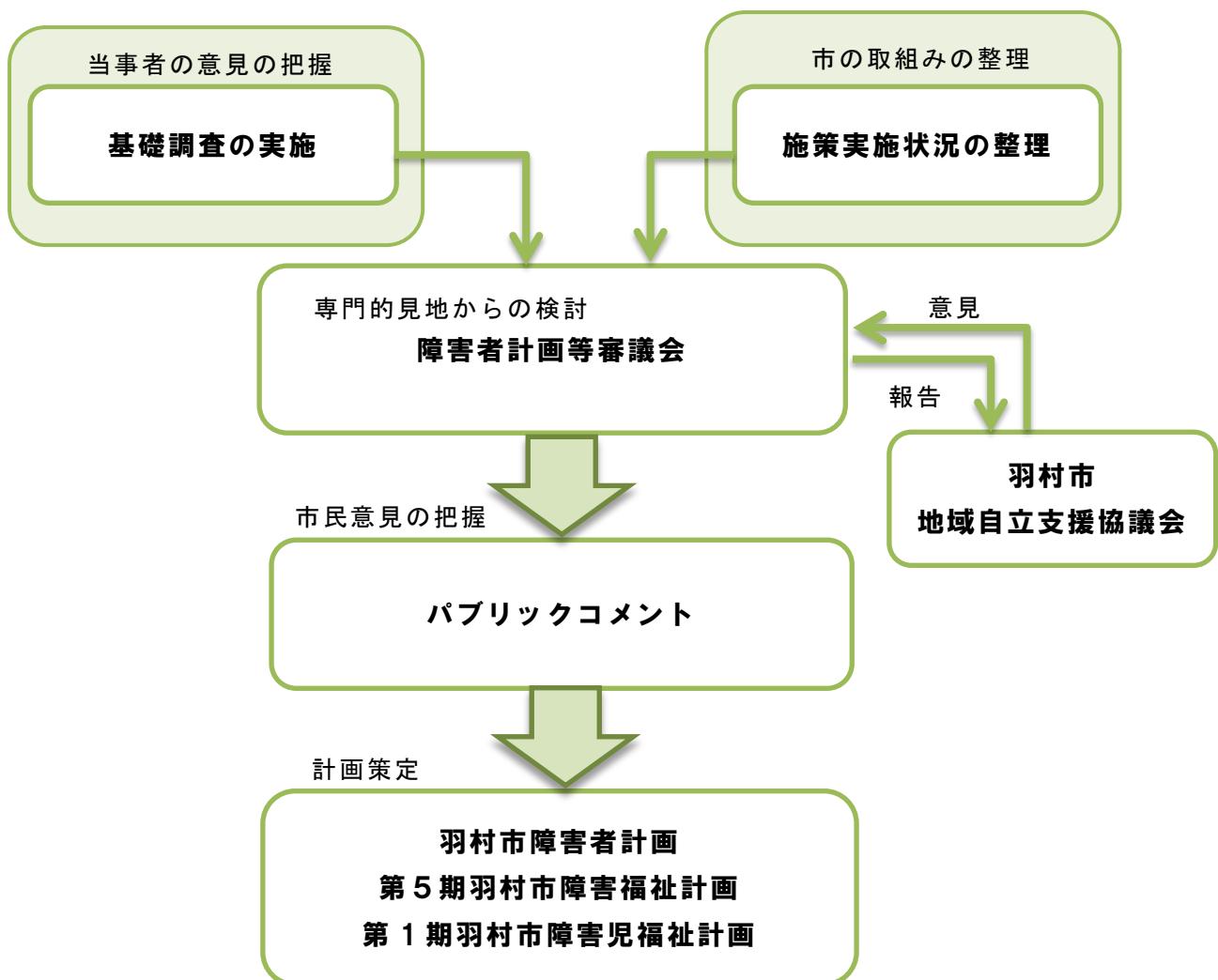
4. 計画策定の過程

計画の策定に先立ち、基礎調査を実施し、当事者や支援者の方の意見を把握しました。

基礎調査結果や市の施策の実施状況等をもとに、知識経験者・関係機関代表者・住民代表等で構成された羽村市障害者計画等審議会において、今後の取組みの方向性などが幅広く審議されてきました。

また、計画策定の過程で、パブリックコメントを実施し、広く市民意見を反映して策定されています。

《計画策定までの流れ》



第2章

障害者を取り巻く状況

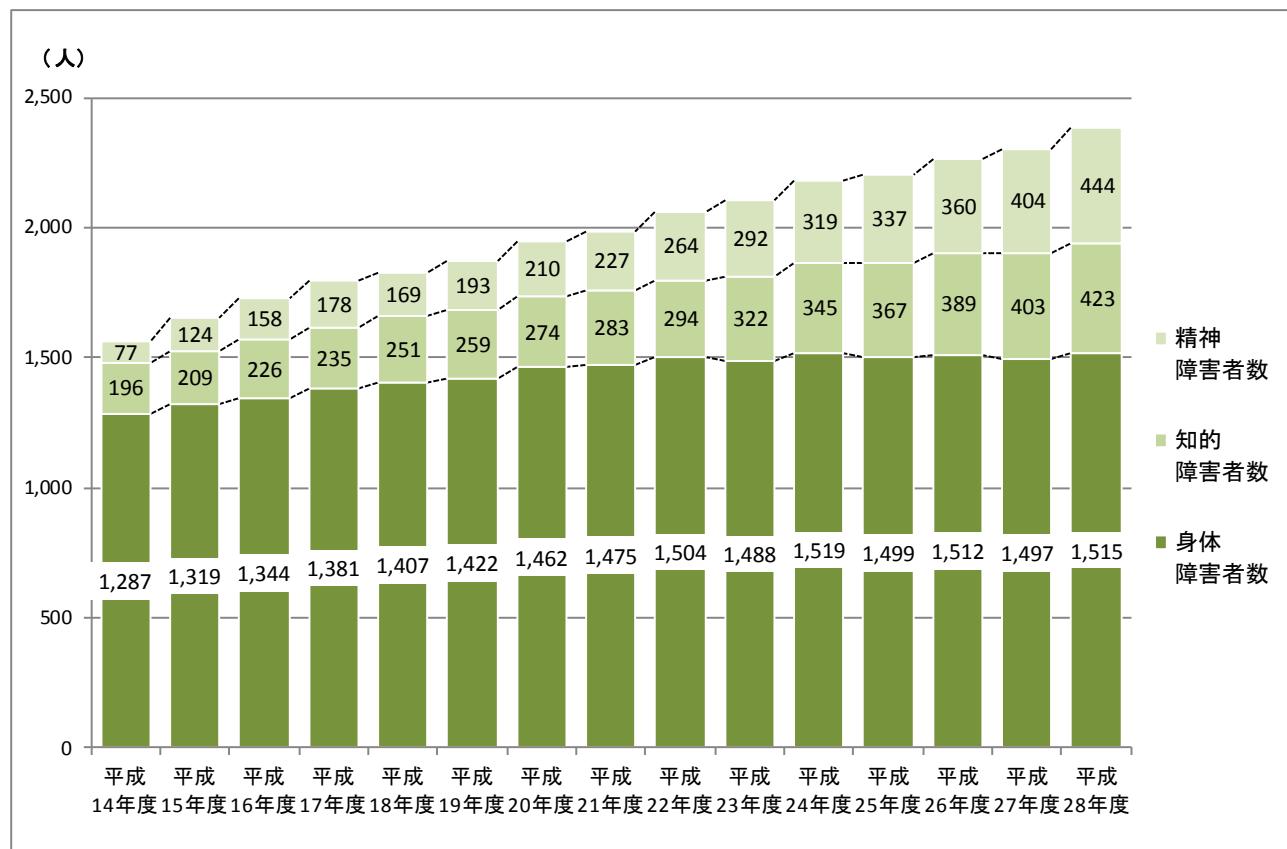
1. 市の障害者の状況

(1) 障害者数（手帳所持者数）の推移

市の障害者数（手帳所持者数）は平成28年度末現在、全体で2,382人、その内訳は身体障害者が1,515人、知的障害者が423人、精神障害者が444人となっています。

総人口に占める障害者の割合は身体障害者が2.69%、知的障害者が0.75%、精神障害者が0.79%となっています。各障害者ともに、年々緩やかに増加する傾向が続いています。また、平成28年度では精神障害者の人数、総人口に占める割合とともに知的障害者を上回りました。

障害者数（手帳所持者数）の推移



(単位：人)

年 度	総人口	合 計	身体 障害者数	知的 障害者数	精神 障害者数
平成 14 年度	56,637	1,560	1,287	196	77
		2.75%	2.27%	0.35%	0.14%
平成 15 年度	56,991	1,652	1,319	209	124
		2.90%	2.31%	0.37%	0.22%
平成 16 年度	57,021	1,728	1,344	226	158
		3.03%	2.36%	0.40%	0.28%
平成 17 年度	56,895	1,794	1,381	235	178
		3.15%	2.43%	0.41%	0.31%
平成 18 年度	57,445	1,827	1,407	251	169
		3.18%	2.45%	0.44%	0.29%
平成 19 年度	57,526	1,874	1,422	259	193
		3.26%	2.47%	0.45%	0.34%
平成 20 年度	57,622	1,946	1,462	274	210
		3.38%	2.54%	0.48%	0.36%
平成 21 年度	57,587	1,985	1,475	283	227
		3.45%	2.56%	0.49%	0.39%
平成 22 年度	57,623	2,062	1,504	294	264
		3.58%	2.61%	0.51%	0.46%
平成 23 年度	57,419	2,102	1,488	322	292
		3.66%	2.59%	0.56%	0.51%
平成 24 年度	57,237	2,183	1,519	345	319
		3.81%	2.65%	0.60%	0.56%
平成 25 年度	56,837	2,203	1,499	367	337
		3.88%	2.64%	0.65%	0.59%
平成 26 年度	56,604	2,261	1,512	389	360
		3.99%	2.67%	0.69%	0.64%
平成 27 年度	56,355	2,304	1,497	403	404
		4.09%	2.66%	0.72%	0.72%
平成 28 年度	56,244	2,382	1,515	423	444
		4.24%	2.69%	0.75%	0.79%

※ 総人口は各年度の1月1日現在

※ 障害者数は、各年度3月31日現在

※ %の表記は総人口に占める割合。四捨五入の関係で各障害の足し上げが合計と一致しない場合がある。

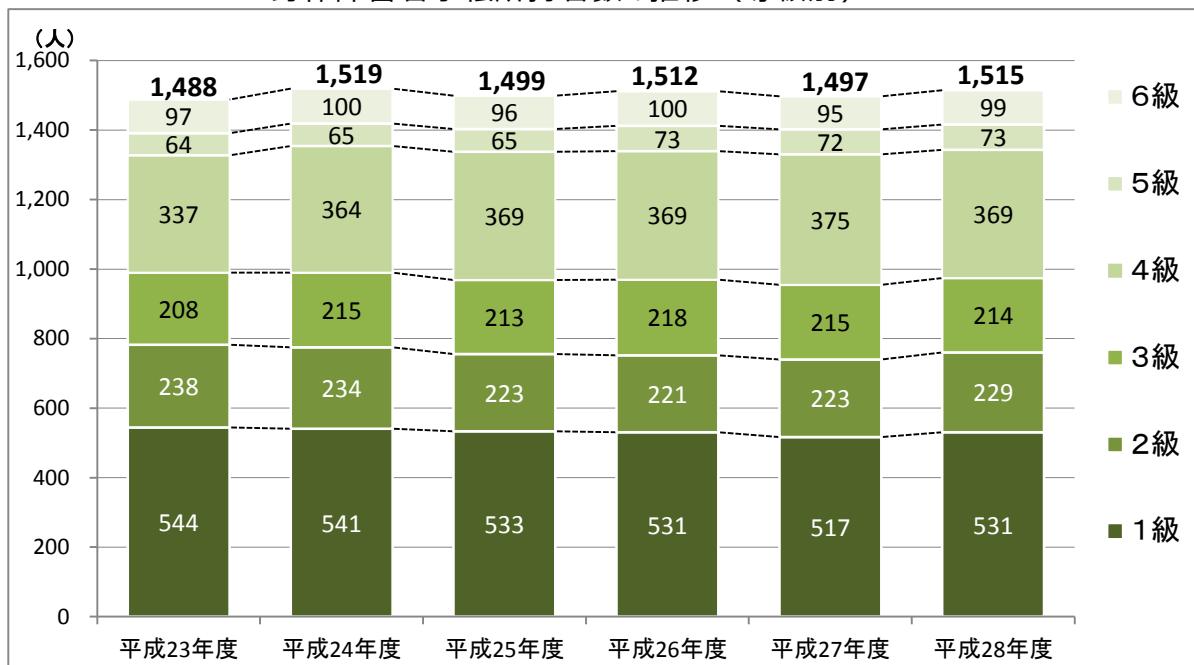
(2) 障害者(児)の動向

①身体障害者

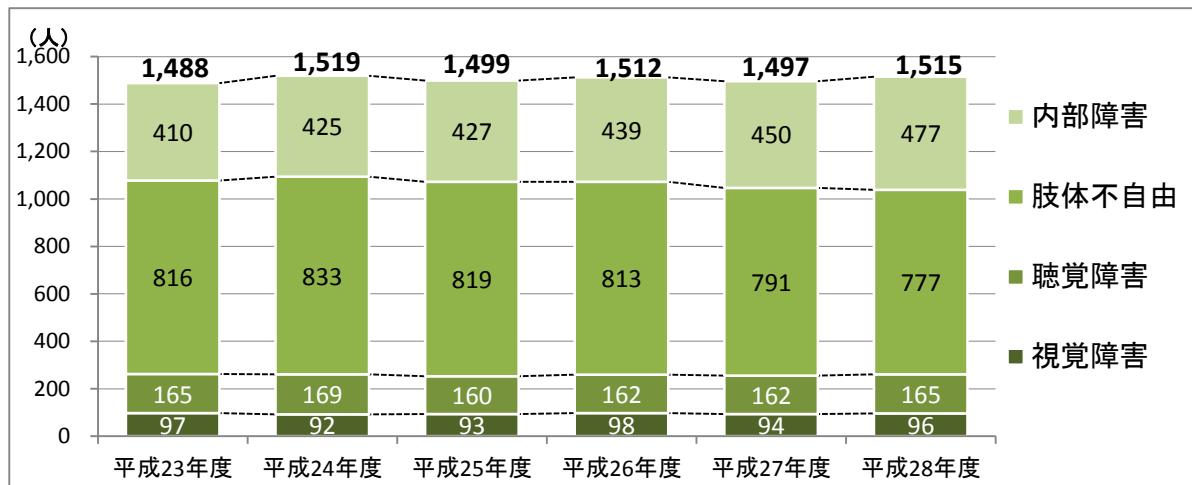
市における身体障害者手帳*所持者数は、平成28年度末現在、1,515人となっています。等級別の状況は、1級が531人(全体の35.1%)で最も多く、次いで4級が369人(同24.4%)と多くなっています。近年では増減を繰り返し、全体的に横ばいの状態が続いています。

部位別の状況は、肢体不自由が777人(同51.3%)を占め、内部障害*が477人(同31.5%)、聴覚障害が165人(同10.9%)、視覚障害が96人(同6.3%)となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)



身体障害者手帳所持者数の推移(部位別)



(単位:人)

区分	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1級	544	541	533	531	517	531
	36.6%	35.6%	35.6%	35.2%	34.5%	35.1%
2級	238	234	223	221	223	229
	16.0%	15.4%	14.9%	14.6%	14.9%	15.1%
3級	208	215	213	218	215	214
	14.0%	14.1%	14.2%	14.4%	14.4%	14.1%
4級	337	364	369	369	375	369
	22.6%	24.0%	24.6%	24.4%	25.1%	24.4%
5級	64	65	65	73	72	73
	4.3%	4.3%	4.3%	4.8%	4.8%	4.8%
6級	97	100	96	100	95	99
	6.5%	6.6%	6.4%	6.6%	6.3%	6.5%
合計	1,488	1,519	1,499	1,512	1,497	1,515

※ 各年度とも年度末実績

※ %の表記は全体に占める割合

(単位:人)

部位別	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
内部障害	410	425	427	439	450	477
	27.6%	28.0%	28.5%	29.0%	30.1%	31.5%
肢体不自由	816	833	819	813	791	777
	54.8%	54.8%	54.6%	53.8%	52.8%	51.3%
聴覚障害	165	169	160	162	162	165
	11.1%	11.1%	10.7%	10.7%	10.8%	10.9%
視覚障害	97	92	93	98	94	96
	6.5%	6.1%	6.2%	6.5%	6.3%	6.3%
合計	1,488	1,519	1,499	1,512	1,497	1,515

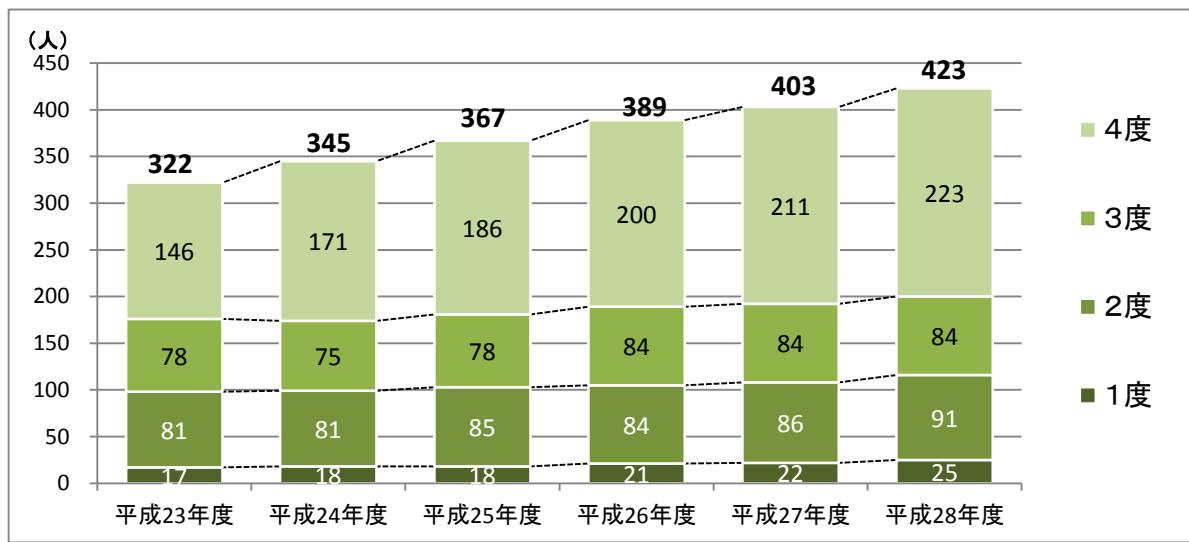
※ 各年度とも年度末実績

※ %の表記は全体に占める割合

②知的障害者

愛の手帳^{*}所持者数は、平成28年度末現在、423人となっています。手帳の等級別では、4度が223人（全体の52.7%）で最も多く、2度が91人（同21.5%）、3度が84人（19.9%）、1度が25人（5.9%）となっています。平成23年度と比較すると、4度の占める割合が増えています。

愛の手帳所持者数の推移（等級別）



(単位:人)

区分	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1度	17 5.3%	18 5.2%	18 4.9%	21 5.4%	22 5.5%	25 5.9%
2度	81 25.2%	81 23.5%	85 23.2%	84 21.6%	86 21.3%	91 21.5%
3度	78 24.2%	75 21.7%	78 21.2%	84 21.6%	84 20.8%	84 19.9%
4度	146 45.3%	171 49.6%	186 50.7%	200 51.4%	211 52.4%	223 52.7%
合計	322	345	367	389	403	423

* 各年度とも年度末実績

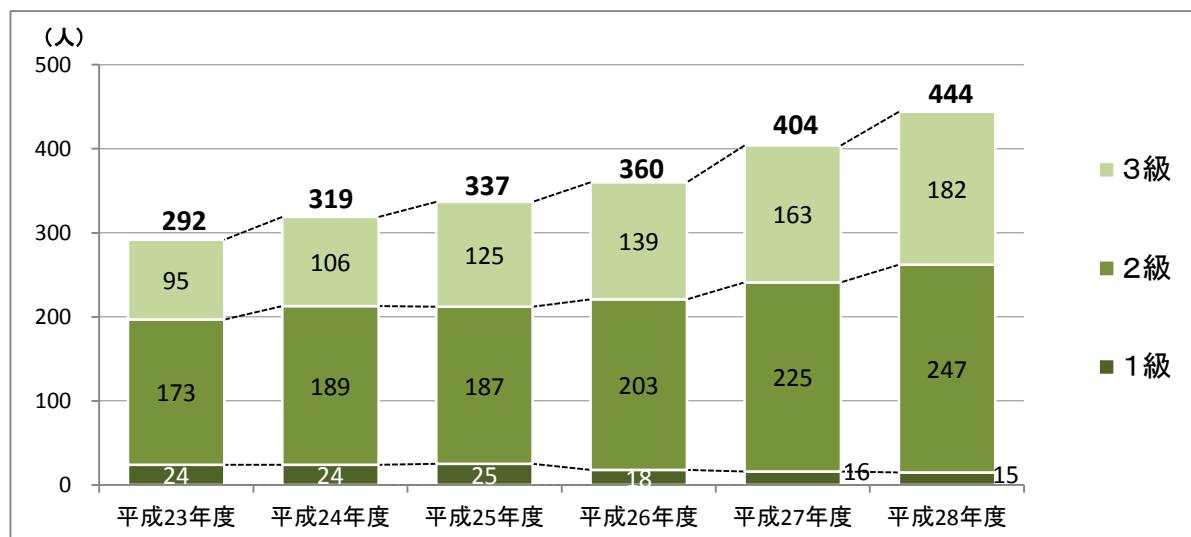
* %の表記は全体に占める割合

③精神障害者

精神障害者保健福祉手帳^{*}所持者数は、平成28年度末現在、444人となっています。手帳の等級別では、2級が247人（全体の55.6%）で最も多く、3級が182人（同41.0%）、1級が15人（同3.4%）となっています。平成23年度と比較すると、2級、3級の占める割合が増えています。

自立支援医療^{*}（精神通院）利用者数は、平成26年度に1,000人を超える、平成28年度現在、1,139人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

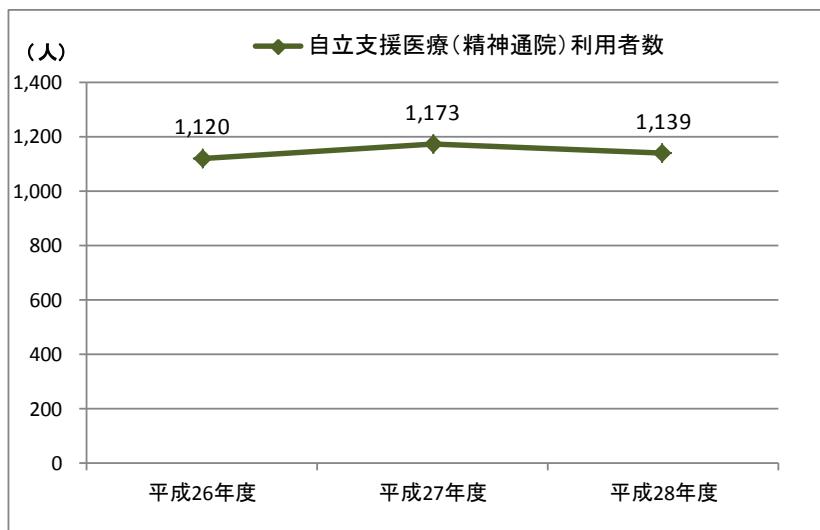


区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1級	24	24	25	18	16	15
	8.2%	7.5%	7.4%	5.0%	4.0%	3.4%
2級	173	189	187	203	225	247
	59.3%	59.3%	55.5%	56.4%	55.7%	55.6%
3級	95	106	125	139	163	182
	32.5%	33.2%	37.1%	38.6%	40.3%	41.0%
合 計	292	319	337	360	404	444

※ 各年度とも年度末実績

※ %の表記は全体に占める割合

自立支援医療（精神通院）利用者数の推移

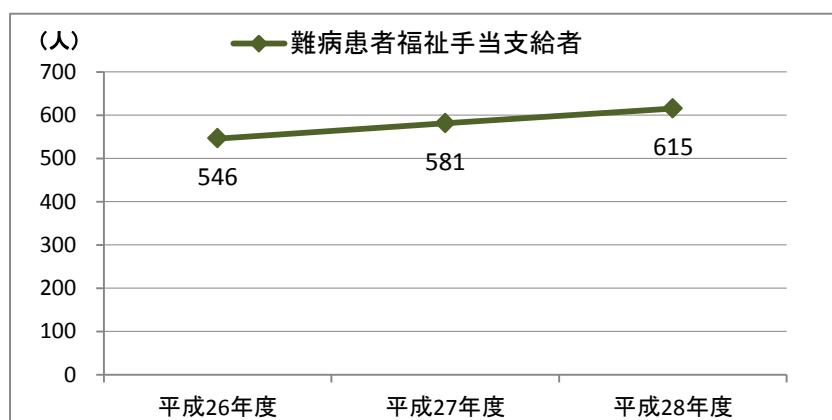


※各年度とも年度末実績

④難病患者

難病患者福祉手当受給者は、平成28年度末現在、615人となっており、毎年増加しています。

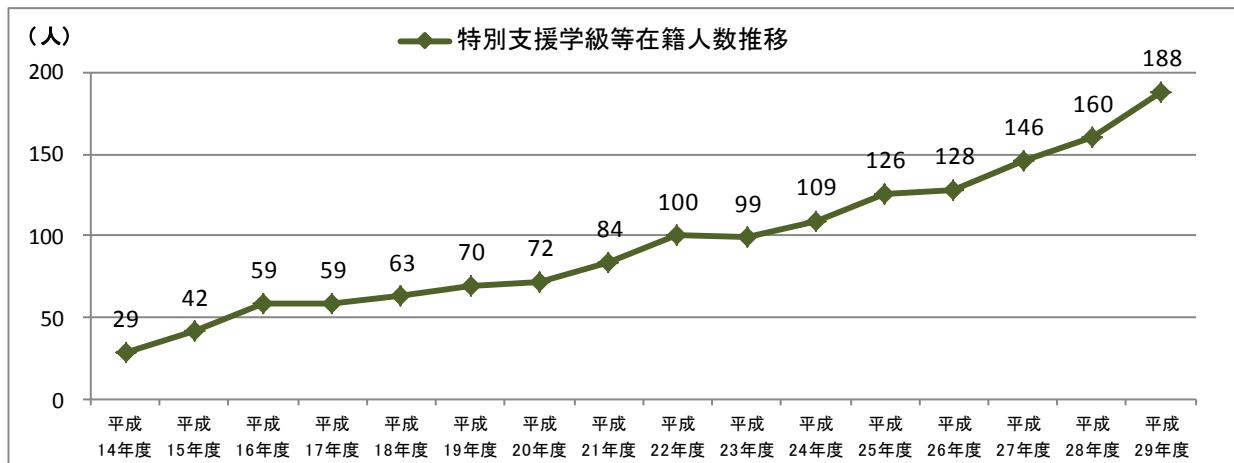
難病患者福祉手当支給者数の推移



(3) 就学の状況

市内の小学校4校、中学校2校に特別支援学級を設置しているほか、特別支援教室を小学校全校、情緒障害等通級指導学級を中学校2校に設置しています。特別支援学級等の在籍人数は、平成29年4月1日現在188人となっており、年々増加しています。

特別支援学級等在籍人数推移



※各年度4月1日現在

学年別特別支援学級等在籍人数

(単位:人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学校	11	20	22	35	23	24	135
中学校	19	18	15				52

※平成29年5月1日現在

2. 基礎調査の結果

1 調査の概要

◇調査目的：障害者計画等の策定にあたり、障害のある人が現在、どのような生活をされているか、また、どのようなサービスや取組みを必要とされているかといった声をお聞かせいただき、計画の基礎資料とする目的で調査を実施しました。

◇調査対象者：市内居住の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）*受給者証、マル都*医療券の各所持者

◇調査期間：平成29年2月

◇調査方法：郵送配布・郵送回収

◇回収状況：配布数：750件、回収数：433件、回収率：57.7%（前回60.7%）

※以下の結果において、比率（%）の算出は、調査数（n）を基準とし、小数第二位を四捨五入して表示しています。このため、比率の合計が100%にならない場合があります。

2 結果の概要（抜粋）

回答者の年齢

《回答者の年齢》

(%)

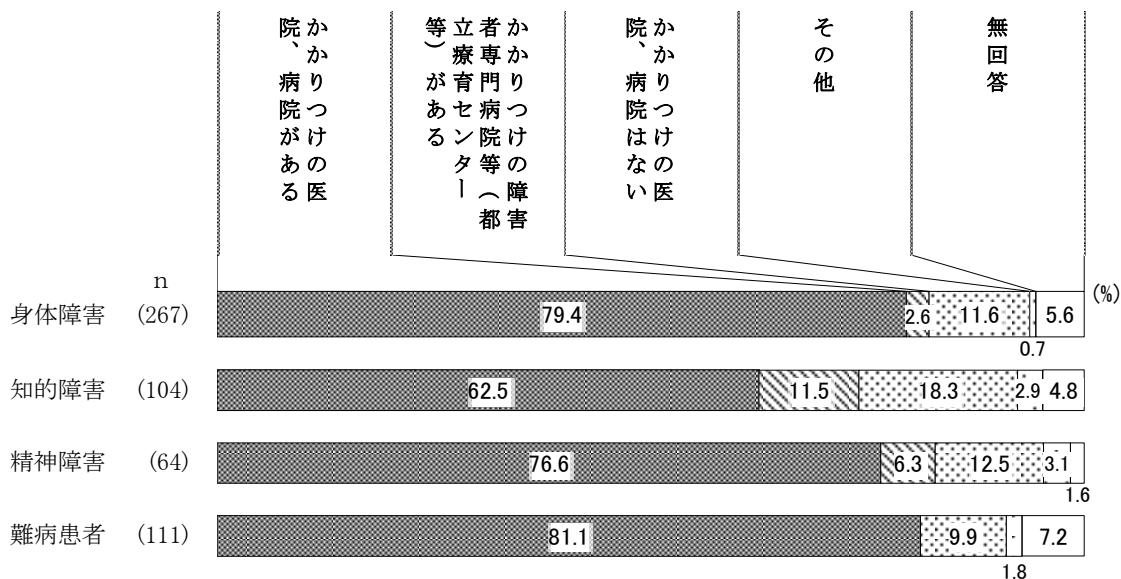
	調査数	年齢(平成29年1月1日現在)								
		0～5歳	6～18歳	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答
全 体	433	0.2	4.6	7.2	12.5	17.3	26.8	27.0	0.9	3.5
身体障害	267	-	0.4	3.4	7.5	12.0	32.2	40.1	1.5	3.0
知的障害	104	1.0	18.3	24.0	19.2	22.1	9.6	4.8	-	1.0
精神障害	64	-	-	3.1	31.3	35.9	18.8	9.4	-	1.6
難病患者	111	-	-	3.6	8.1	21.6	33.3	25.2	-	8.1

※網かけ太字は20%以上

◇回答者の年齢は、身体障害者では50歳から74歳で72.3%と多くなっています。知的障害者では6歳から49歳と幅広くなっています。精神障害者では30歳から49歳が中心、難病患者では40歳から74歳が中心となっています。

医療や保健について

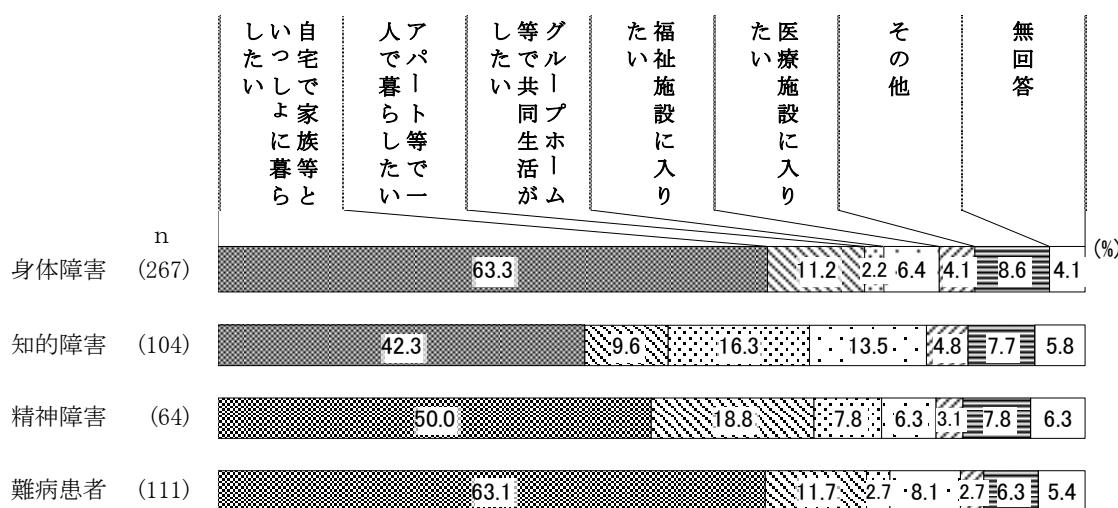
《かかりつけ医院、病院の有無》



◇かかりつけ医院、病院の有無は、身体障害者、難病患者では「かかりつけの医院、病院がある」が80%を超えており、知的障害者では62.5%となってています。

住まいについて

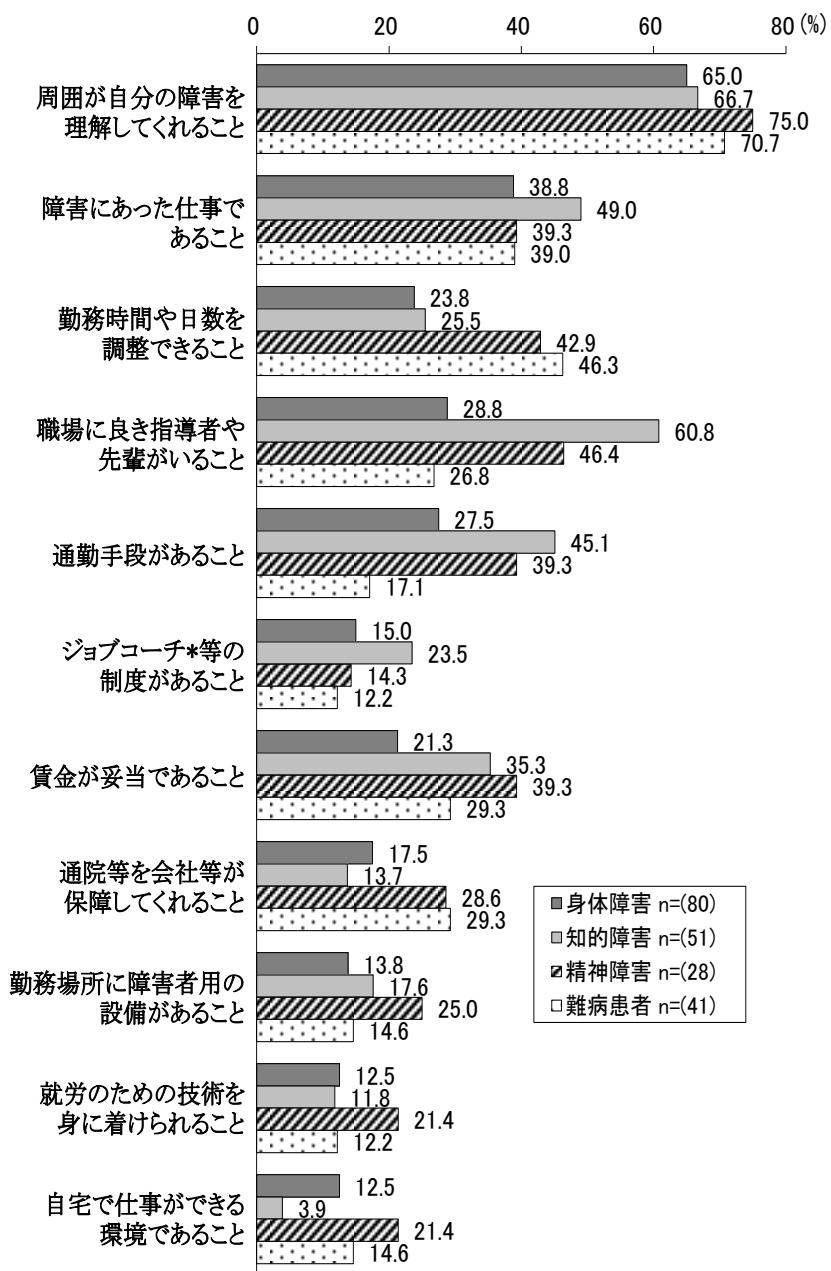
《将来の希望する暮らし方》



◇将来の希望する暮らし方は、いずれの障害でも「自宅で家族等といっしょに暮らしたい」が最も多く、特に身体障害者と難病患者では60%を超えていました。知的障害者では、「グループホーム*等で共同生活がしたい」が16.3%、「福祉施設に入りたい」が13.5%と、施設等への入所を希望する人が他の障害より多くなっています。

就労について

《障害のある人が働くために必要な環境》

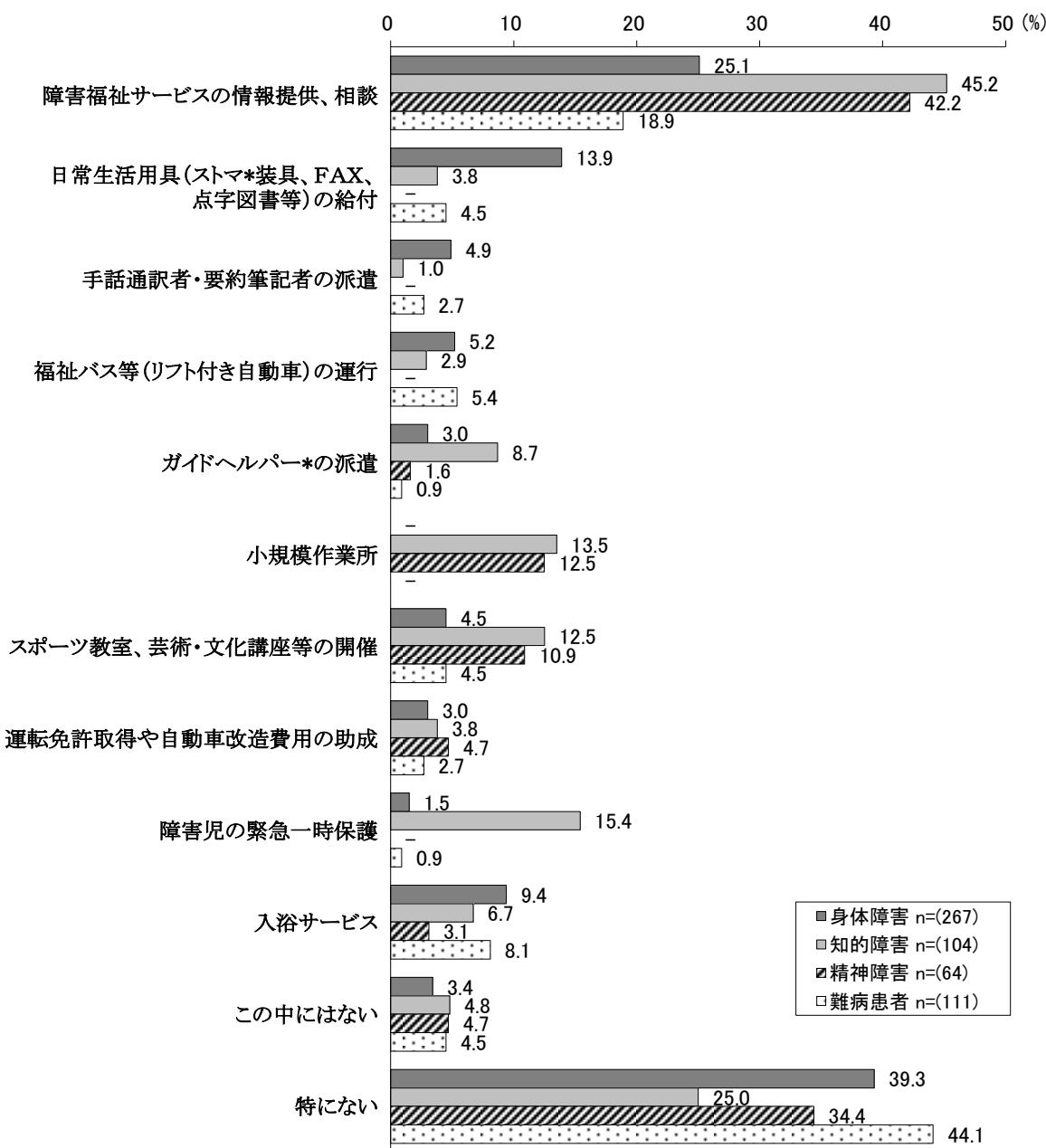


※「その他」、「無回答」は省略

◇障害のある人が働くために必要な環境は、いずれの障害でも「周囲が自分の障害を理解してくれること」が60%を超えて最も多くなっています。知的障害者では「職場に良き指導者や先輩がいること」(60.8%)、「障害にあった仕事であること」(49.0%)、知的障害者と精神障害者からは「通勤手段があること」、「賃金が妥当であること」、精神障害者と難病患者からは「勤務時間や日数を調整できること」、「通院等を会社等が保障してくれること」が比較的多くなっています。

障害福祉サービスについて

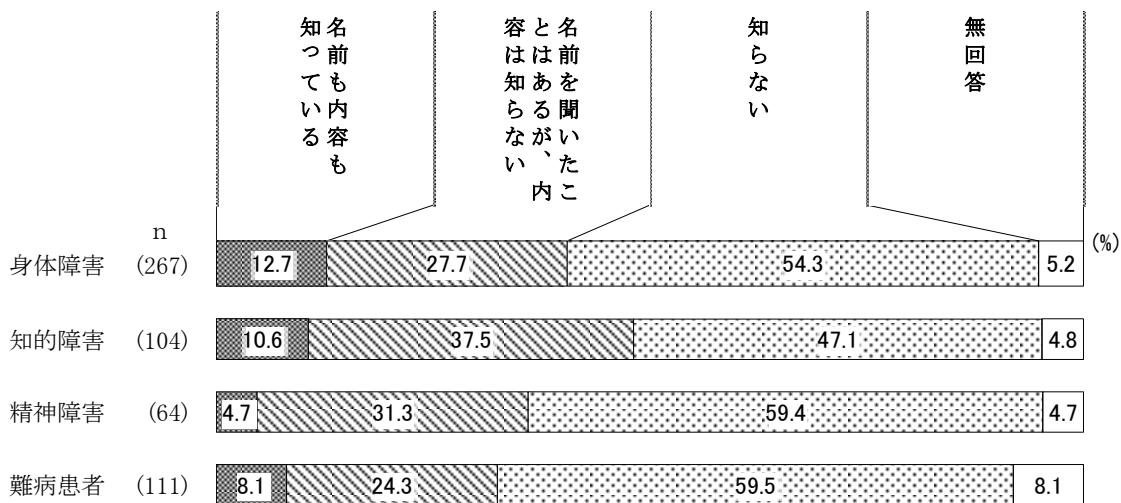
《日常生活を営む上で必要とする支援》



◇日常生活を営む上で必要とする支援は、「障害福祉サービスの情報提供、相談」が多く、特に知的障害者と精神障害者では40%を超えていました。この他、身体障害者では「日常生活用具*の給付」、知的障害者と精神障害者では「小規模作業所」や「スポーツ教室、芸術・文化講座等の開催」が10%を超えていました。また、「障害児の緊急一時保護」は知的障害者で15.4%となっています。

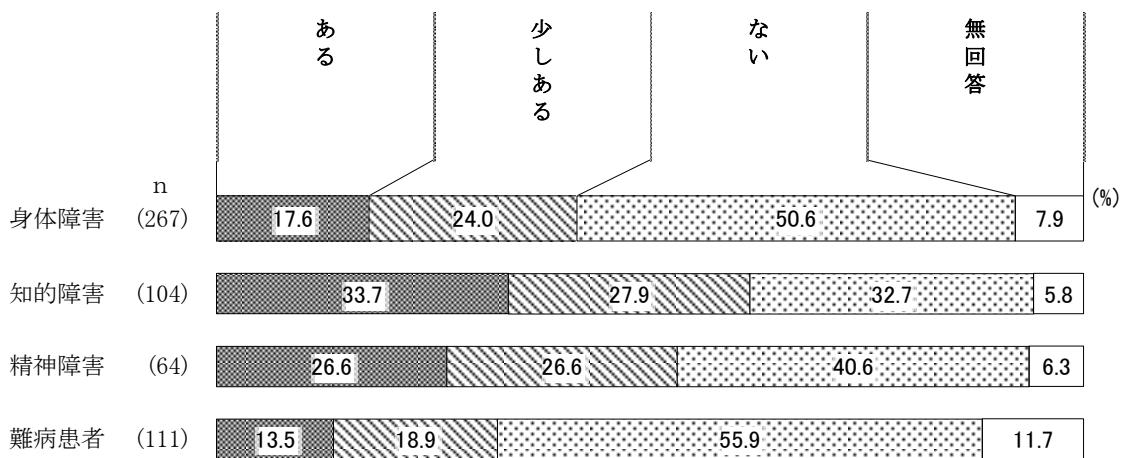
権利擁護について

《障害者差別解消法の認知》



◇障害者差別解消法について、「名前も内容も知っている」は10%前後とわずかです。「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が20%から30%台となっており、両者をあわせた認知でみると、身体障害者と知的障害者で40%台、精神障害者と難病患者で30%台となっています。

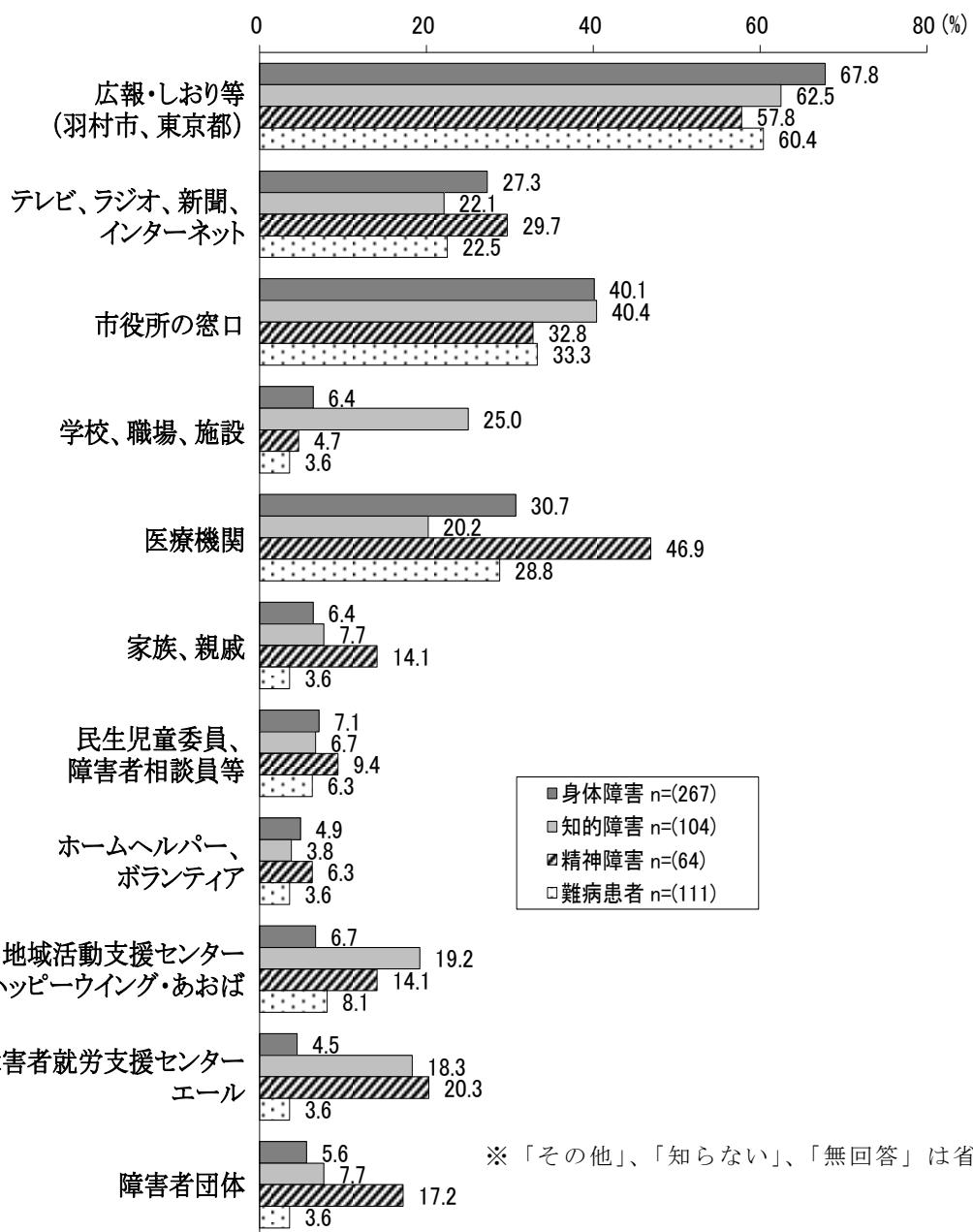
《差別や嫌な思いの経験》



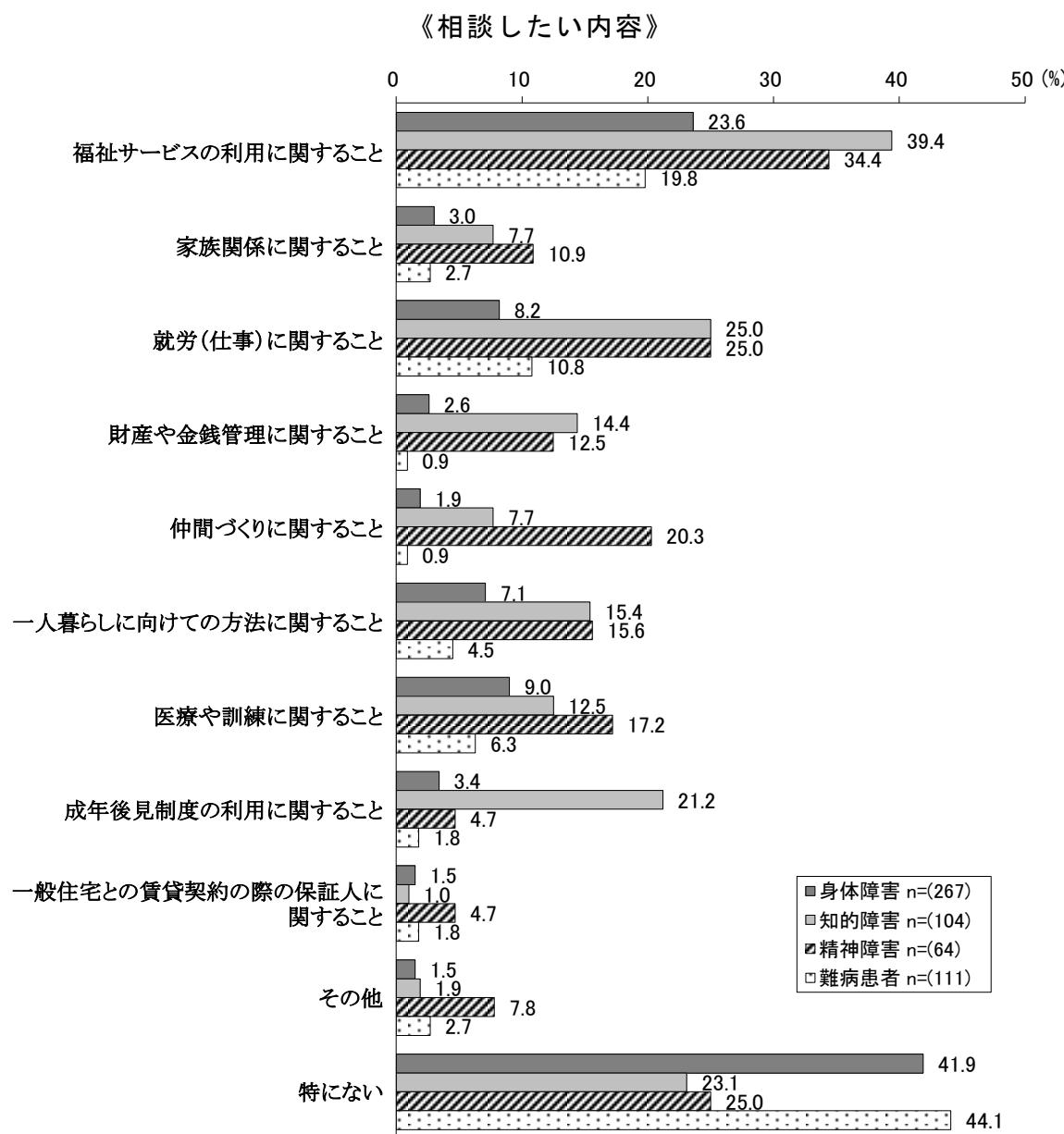
◇障害があることで、差別や嫌な思いをする(した)経験がある人は、知的障害者で33.7%、精神障害者で26.6%となっています。これに「少しある」をあわせると、知的障害者は61.6%、精神障害者で53.2%となっています。身体障害者と難病患者では「ない」が50%を超えていました。

障害福祉サービス等の情報提供・相談支援について

《障害福祉サービスの情報の入手先》



◇障害福祉サービス等の情報の入手先は、いずれの障害でも「広報・しおり等（市、東京都）」が最も多くなっており、「市役所の窓口」、「テレビ、ラジオ、新聞、インターネット」、「医療機関」も比較的多くなっています。また、知的障害者では「学校、職場、施設」が25.0%で他の障害より多くなっています。

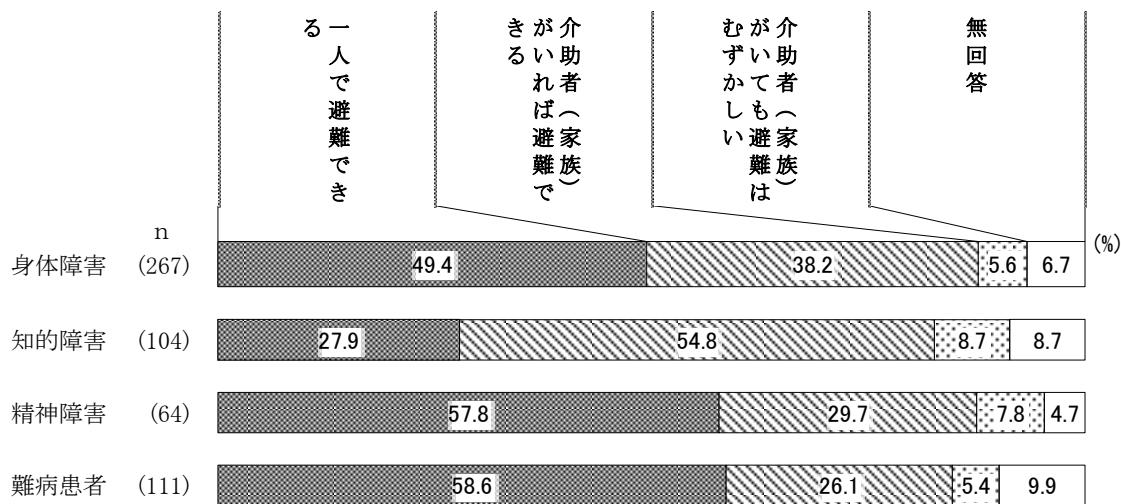


※「無回答」は省略

◇市内の相談機関に相談したいことは、「福祉サービスの利用に関するこ」とが多くなっています。この他、知的障害者と精神障害者を中心に「財産や金銭管理に関するこ」、「一人暮らしに向けての方法に関するこ」など多岐にわたる内容で比較的多くなっています。また、「就労（仕事）に関するこ」は、25.0%で他の障害より多くなっています。

災害時の対応について

《災害発生時の避難の可否》



◇地震や台風等の災害が発生した場合に、「一人で避難できる」は精神障害者と難病患者で50%を超えており、身体障害者で49.4%となっています。知的障害者では「一人で避難できる」は27.9%と他の障害より少ないですが、「介助者（家族）がいれば避難できる」をあわせると82.7%が避難可能となっています。

福祉施策について

《力を入れてほしい障害者福祉施策（障害別 上位5項目）》

(%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害 n=267	各種相談・情報提供の充実 39.3	障害者への理解と協力 35.2	介助、援助体制の充実 27.7	障害者等に配慮したバリアフリーの推進 24.3	非常時の緊急システムの充実 21.0
知的障害 n=104	障害者への理解と協力 47.1	各種相談・情報提供の充実 39.4	グループホーム等の住宅施策の推進 38.5	作業所等福祉的就労の場の拡充／一般就労の援助、就労の場の確保 21.2	
精神障害 n=64	各種相談・情報提供の充実／障害者への理解と協力 40.6	一般就労の援助、就労の場の確保 25.0	グループホーム等の住宅施策の推進／非常時の緊急システムの充実 12.5		
難病患者 n=111	各種相談・情報提供の充実 40.5	介助、援助体制の充実 27.9	障害者への理解と協力 20.7	一般就労の援助、就労の場の確保 19.8	障害者等に配慮したバリアフリーの推進 17.1

◇行政に特に力を入れてほしい障害者福祉施策は、いずれの障害でも「各種相談・情報提供の充実」と「障害者への理解と協力」が上位を占めています。この他、身体障害者では「介助、援助体制の充実」、「障害者等に配慮したバリアフリーの推進」、知的障害者では「グループホーム等の住宅施策の推進」、精神障害者では「一般就労の援助、就労の場の確保」、難病患者では「介助、援助体制の充実」が多くなっています。

3. これまでの取組み

(1) 施策の実施状況

前期計画期間中（平成 27 年度～平成 29 年度）においては、以下の施策に重点的に取り組んできました。

前計画の取組み① ともに生きる地域づくり

障害のある人もない人も、ともに支えあい、協力しあって生きることのできる地域づくりに取り組んできました。

- ・障害者差別解消法の施行を受け、講習会の開催や広報はむらへの紹介記事の掲載、イベント時のチラシ配布により周知を図りました。
- ・地域自立支援協議会に権利擁護部会を設置し、虐待や差別についての事例検討を行っています。また、差別事例の解消の受け皿となる「障害者差別解消支援地域協議会」としての機能を権利擁護部会の役割の一つとして位置づけました。
- ・成年後見制度*の利用者の増加を想定し、羽村市社会福祉協議会に相談窓口を設置し、支援体制の充実を図りました。
- ・障害理解の促進として、市民向け講演会を毎年実施しました。平成 27 年度は高次脳機能障害について、平成 28 年度は介護者理解について実施し、毎年話題性のある内容の情報を提供しました。
- ・ボランティアの育成については、羽村市社会福祉協議会への支援を行うとともに、市としても手話通訳者の養成講座を実施しています。
- ・学校教育においては、総合的な学習の時間等を活用して、福祉体験等の体験学習を実施してきました。

前計画の取組み② 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

利用者が自らの判断で各種サービスを選ぶことができるよう、情報提供、相談支援体制の整備、サービス提供事業者の質の向上に取り組んできました。

- ・障害福祉課をはじめ、健康課、子育て支援課、教育支援課などが、障害のある人のライフステージ*にあわせて、連携をしながら支援を行っています。
- ・相談体制を強化するため、新たに高次脳機能障害者支援促進事業を開始し、当事者・家族からの相談体制を整えてきました。
- ・市公式サイトに読み上げ機能や文字拡大機能を設けるほか、市民ボランティアによる「声の広報」を作成し配布しています。また、市の福祉情報を 1 冊にまとめた「ふれあい福祉のしおり」を作成し、窓口にて配布しています。

- ・聴覚障害のある人や視覚障害のある人への情報提供として、手話通訳の派遣やファクシミリ等の給付、点字図書の拡充を行いました。

前計画の取組み③ 自立を支援する基盤づくり

適切な支援を受けながら自立した生活を送ることができるとともに、その家族の負担を和らげられるよう、地域生活を支えるサービスの充実や日中活動の充実に取り組んできました。

- ・「生活介護事業」など障害のある人の自立のための訓練や就労、日中の活動について支援を行っています。
- ・訪問系サービスの提供については、計画相談支援事業所が中心となり、関係機関と連携してサービスの提供を行っています。
- ・障害のある人が地域で生活するための基盤整備として、福祉作業所に対して建設用地の無償貸与を行ってきました。新たに精神障害者福祉作業所の移設に伴い、建設用地の無償貸与を行いました。
- ・精神障害者グループホーム 2 か所（定員 17 人）、知的障害者グループホーム 1 か所（定員 4 人）が新設され、定員枠の拡大が図られました。
- ・障害のある人の外出を支援するため、「福祉有償運送事業*（ふれあいキャリー）」への支援、送迎バスサービスの実施、ガソリン・タクシー費用の助成などを行っています。

前計画の取組み④ 育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり

乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない障害児支援、就労支援、生活を彩るスポーツやレクリエーション、文化芸術活動を行う環境の整備に努めてきました。

- ・平成 28 年度から発達障害に関する切れ目のない支援のための検討を開始し、平成 29 年度に子育て相談課を新設しました。これにより、妊娠から子育て期の継続的な相談に応じるほか、保育園・幼稚園巡回相談、関係機関との連携など、発達障害児支援の体制を強化しています。
- ・インクルーシブ教育*システムの構築を目指して、平成 27 年度は国のモデル事業を活用したコーディネーターを配置、平成 28 年度は市独自のコーディネーターを配置、平成 29 年度からは市内小・中学校において内容の充実に向けた継続的検討と運用を開始しました。また、全小学校において平成 28 年度から特別支援教室による指導を実施しています。

- ・就労については、特別支援学校の卒業予定者への福祉的就労支援や、就労支援センター「エール」による就労相談・職場定着支援・再就職支援等を行っています。また平成28年度からは、就労支援センター「エール」に地域開拓促進コーディネーターを新たに配置しました。
- ・就労を希望する障害のある人の職場体験の場として、平成29年度から市役所内実習を実施しました。
- ・「スポーツ・レクリエーションのつどい」の開催をはじめ、スポーツ等の機会拡充や公共施設を利用する際の減免制度などを通してスポーツ活動を支援しています。また、パラリンピック競技の紹介・体験をしていただく機会を設け、障害者スポーツの普及・啓発に取り組んできました。

前計画の取組み⑤ 安心して生活できるまちづくり

まちのバリアフリー化や災害時の対応など、障害のある人が、地域の中で安心して生活できるよう取り組んできました。

- ・道路交通環境の整備については、歩道の補修や点字ブロックの設置、歩行の妨げになるものの撤去等の改善を図りました。
- ・災害対策基本法の一部改正に伴い、避難行動要支援者制度の運用を開始しました。人工呼吸器装着者については、関係機関が内容を確認しながら「在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画」を作成し、有事に備えています。
- ・ひとり暮らしの重度障害者が緊急事態に陥った時に消防署に通報をする緊急通報システム事業に加え、緊急通報システム(民間型)事業も開始し、制度の拡充を図りました。

(2) 障害福祉サービスの実施状況

第4期障害福祉サービスの実施状況は以下のとおりです。

①指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）等

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績値		計画値			対計画
		平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間	1,218	1,609	1,267	1,306	1,345	123.2%
	人	82	107	80	82	84	130.5%
療養介護	人	7	7	7	8	9	87.5%
生活介護	人日分	1,659	1,817	1,615	1,674	1,732	108.5%
	人	88	95	83	86	89	110.5%
短期入所	福祉型	人日分	180	207	213	223	234
	人	43	49	27	28	29	175.0%
	医療型	人日分	31	37	39	42	43
	人	9	12	8	9	9	133.3%
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	0	20	20	20	0.0%
	人	0	0	1	1	1	0.0%
自立訓練(生活訓練)	人日分	64	78	48	50	53	156.0%
	人	5	9	3	3	3	300.0%
就労移行支援	人日分	160	119	117	160	192	74.4%
	人	12	9	7	10	12	90.0%
就労継続支援(A型)	人日分	87	155	23	46	65	337.0%
	人	7	8	1	2	3	400.0%
就労継続支援(B型)	人日分	2,716	2,664	2,657	2,722	2,788	97.9%
	人	161	175	162	166	170	105.4%
共同生活援助 (グループホーム)	人	55	63	50	53	56	118.9%
施設入所支援	人	46	49	43	44	45	111.4%
計画相談支援	人	45	53	129	105	111	50.5%
地域移行支援	人	1	1	1	1	2	100.0%
地域定着支援	人	0	1	1	1	2	100.0%
児童発達支援	人日分	18	24	31	36	41	66.7%
	人	4	2	6	7	8	28.6%
放課後等デイサービス	人日分	268	428	198	208	218	205.8%
	人	30	42	30	32	34	131.3%
障害児相談支援	人	3	7	6	6	7	116.7%

※「人日」は月あたりの延べ利用日数

② 地域生活支援事業

(1年あたり)

サービス種別	単位	実績値		計画値			対計画	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	100.0%	
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	100.0%	
	地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	100.0%	
	基幹相談支援センター	有無	無	無	無	無	—	
	住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	—	
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	1	1	1	0.0%	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	11	13	10	15	20	86.7%
	手話通訳者設置事業	か所	1	1	1	1	1	100.0%
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	2	7	5	6	6	116.7%
	自立生活支援用具	件	7	5	8	9	9	55.6%
	在宅療養等支援用具	件	9	6	5	6	6	100.0%
	情報・意思疎通支援用具	件	6	4	10	11	12	36.4%
	排泄管理支援用具	件	1,247	1,321	1,210	1,230	1,240	107.4%
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	2	2	2	0.0%
	その他	件	0	0	1	1	1	0.0%
手話奉仕員養成研修事業 (登録見込者数)	人	5	5	10	12	15	41.7%	
移動支援事業	人	77	64	80	82	84	78.0%	
	時間	10,101	10,683	9,468	9,600	9,840	111.3%	
地域活動支援センター	あおば	人	20	19	24	26	28	73.1%
	ハッピーウイング	人	40	37	34	36	38	102.8%
日中一時支援事業	人	5	5	5	5	5	100.0%	
訪問入浴サービス事業	人	2	2	2	2	2	100.0%	
自動車改造費助成事業	人	0	0	1	1	1	0.0%	
自動車運転教習費助成事業	人	3	4	1	1	1	400.0%	
火災安全システム事業	人	0	0	1	1	1	0.0%	
ショートステイ*事業【市制度】	人	0	0	15	16	17	0.0%	

4. 取り組むべき主な課題

これまでの取組みが一定の成果を上げている一方、次のような課題もあります。

1 人権尊重、障害者差別解消、理解と協働について

- 基礎調査結果では障害者差別解消法の認知は3割から4割台と低くなっています。
- 障害者差別解消法については、障害のある人からの相談は少なく、また、市民からの問い合わせもない状況です。
- 基礎調査結果では、「障害者理解」は知的障害者・精神障害者による力を入れてほしい障害者施策の要望第1位となっています。
- 平成28年4月施行の障害者差別解消法への対応について、当事者、障害者団体、地域自立支援協議会、関係機関等と連携し、国・都の施策と連携して協議していく必要があります。
- 成年後見制度については、利用者の増加を想定し、羽村市社会福祉協議会等を窓口とした相談体制のさらなる充実が必要です。
- 小地域ネットワーク活動が地域で実施されていますが、活動の内容には地域差があるのが現状です。

2 地域生活を支えるサービスの充実について

- 基礎調査結果では、障害福祉サービス等の情報の入手先は、いずれの障害でも「広報・ふれあい福祉のしおり等（市、東京都）」が最も多くなっています。
- 相談支援やサービスの質の向上が課題であり、広域的な視点も含め、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」について、検討していくことが必要です。
- 障害福祉サービスを利用する方の多様化に対応するため、福祉サービス各分野に従事する職員の知識とスキルの向上が求められています。
- 「親亡き後」も安心して生活できる地域生活支援が課題となっています。国の指針などでは、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の整備などが打ち出されていますが、地域自立支援協議会や市内事業者とともに、市においては何が必要なのかを検討していく必要があります。
- 市内に知的障害者のグループホームは少なく、身体障害者のグループホームはない状況です。

3 障害児への支援について

- 市内小・中学校にある特別支援学級及び特別支援教室等に在籍する児童・生徒数は、年々増加傾向にあります。
- 特別支援教育連絡協議会での連携や「はばたきファイル*」を活用することで、就学前から就労までの切れ目のない支援を行える環境整備の充実を図っていますが、情報の管理のあり方や有効な活用方法について、さらに検討を進めていく必要があります。
- 障害児保育の充実としては、統合保育を推進していますが、支援が必要な子どもが増えており、さらに対応に個別性があることから、職員の知識とスキルの向上が課題です。
- 児童発達支援事業については、市内で受けることのできるサービスは充実していますが、保育所等訪問支援事業については、実績がないのが現状です。
- 地域の療育支援の中核として、国の指針では「児童発達支援センター」の設置が想定されています。また、医療的ケア児、重症心身障害児*への支援の強化も課題です。
- 障害のある子どもへの支援体制をより充実していくために、障害児福祉計画と子ども・子育て支援事業計画が調和のとれたものとなるよう、各部門が連携を強化していく必要があります。

4 就労や社会参加への支援について

- 市内には、就労継続支援A型事業を実施する事業所はなく、就労継続支援B型事業を実施する事業所については、定員を超えていました。
- 就労継続支援B型事業については、障害のある人の経済的自立や工賃の引き上げのため、企業からの受注の促進や授産製品の販路拡大について研究していく必要があります。
- 障害者雇用の促進や職場開拓、実習の場の確保、障害者優先調達法のガイドラインに沿った対応なども今後の課題です。
- 就労支援センター「エール」を中心に関係機関との連携を図り、引き続き、障害者雇用の促進や就労支援、職場定着支援の強化、各作業所との連携、ネットワークづくりを検討していく必要があります。
- 障害者スポーツを支える人材の育成や文化活動の発表の場を拡大していくことが必要です。

5 安全・安心な生活環境の整備について

- 公共施設や歩道の整備等を継続して進めていく必要があります。
- 災害時は防災無線などの音声情報だけではなく、目で見える文字情報（メール）等を含めた情報のバリアフリー化が必要です。
- 災害時の要援護者に対する避難支援を具体化し、地域住民と連携して防災訓練等で実際に確認していく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「ともに生きる地域社会“はむら”の創造」

障害のある人もない人も、全ての市民がお互いの個性と人格を尊重し、ともに支えあい、ともに協力しあうとともに、自己選択と自己決定のもとに地域社会のあらゆる活動に参加し、責任を分かちあって生活できる共生社会の実現が求められています。

こうした社会を創るためにには、多様性を認めあい、支えあう意識を持つ人が多くなっていく必要があります。またこれからは、障害のある人が支援を受ける側にあるだけではなく、時には支援を提供する側となり、さまざまな立場から地域社会を豊かにしていくことが求められる時代です。

そのためには、全ての市民が障害者福祉について関心や理解を深めるとともに、障害のある人が、それぞれのライフステージに応じ最もふさわしい支援を受けながら、社会を構成する一員として、自分らしく生きていくよう、地域で互いに支えあい、助けあっていく社会づくりが大切です。

市は、引き続き「ともに生きる地域社会“はむら”の創造」を基本理念として、障害のある人をはじめとして全ての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた総合的な施策を推進します。

2. 基本的視点

前述の基本理念のもとに、次の3つの基本的視点に立って、障害者施策を推進します。

基本的視点

1

人権の尊重

ともに生きる地域づくりを推進するため、障害を理由とする差別や偏見の解消への理解、虐待の防止に努めます。

基本的視点

2

自己決定の尊重

障害のある人が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加できるようにしていきます。

基本的視点

3

ライフステージに応じた 切れ目のない支援の推進

早期発見、療育、就学、学校卒業から就労までといったライフステージの節目においても、途切れることなく支援を受けられる体制を整備していきます。

3. 基本目標

市は、前述の基本理念及び基本的視点を踏まえ、次の6つの基本目標を設定します。

- 1. ともに生きる地域づくり**
- 2. 安心してサービスを利用できる仕組みづくり**
- 3. 自立を支援する基盤づくり**
- 4. 障害児支援体制の整備**
- 5. 就労と社会参加の支援の充実**
- 6. 安全・安心なまちづくり**

基本目標1. ともに生きる地域づくり

障害のある人もない人も、ともに支えあい、協力しあって生きることのできる地域づくりを引き続き進めていきます。

そのため、あらゆる機会や情報媒体を通し、障害福祉に関する理解の促進、意識啓発を図り、全ての人が、障害のある人の人権の尊重という観点に立って、障害のある人に対する差別や偏見を持つことのない地域社会の実現を目指します。

また、障害のある人への虐待の防止、早期発見及び迅速な対応に努め、障害のある人及びその家族等の人権を擁護する施策を積極的に展開していきます。

さらに、障害のある人が、地域で自立して生活していくために、各種の福祉サービスや関係機関等の支援だけではなく、ボランティア等の育成やヘルプカード*の普及・啓発を図るなど、地域の人々の協力体制を充実させていきます。

市は、「ともに生きる地域づくり」を基本目標として、施策を推進します。

基本目標2. 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

障害のある人が自分に適したサービスを自ら選択できる仕組みづくりのためには、利用者の判断で各種サービスを選ぶための情報提供体制をはじめとした支援体制の整備に努め、身近なところで気軽にサービス利用に関する相談ができるよう、サービス提供事業者の質の向上を図ります。

また、総合的な支援や相談に対応するため、専門職員の資質の向上に努めます。

さらに、障害の種別や特性に十分配慮して、その人にあった情報提供や説明方法等について工夫し、相談等に柔軟に対応ができるよう、行政をはじめとして、関係職員の意識改革を図っていきます。

市は、障害のある人が質の高いサービスを途切れることなく身近なところで受けられるよう、「安心してサービスを利用できる仕組みづくり」を基本目標として、施策を推進します。

基本目標3. 自立を支援する基盤づくり

地域の中で、障害のある人が一人ひとりの障害の種別や特性にあった適切な支援を受けながら、自立して生活していくとともに、その家族の負担を和らげられるよう、地域生活を支えるサービスの充実や日中活動の充実を図ります。

また、住宅環境の整備や障害のある人が生涯にわたって、健康で、安心して生活のできる環境づくりのために、保健・医療サービスの充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制の構築に努めます。

市は、障害のある人が地域で自分らしく生活し続けられるよう、「自立を支援する基盤づくり」を基本目標として、施策を推進します。

基本目標4. 障害児支援体制の整備

障害のある子どもが健やかに成長することができるよう、障害のある子ども及びその家族に対して、子育て相談や教育、保育、障害福祉、健康の関係機関が連携し、乳幼児期から就労まで切れ目なく子どもの成長に応じた支援を行います。また、支援に関する情報の共有化を図り、多様なニーズに応じた特別支援教育の支援体制を構築します。

市は、早期発見から療育、就学支援、成人期への移行支援など切れ目のない支援を推進できるよう、「障害児支援体制の整備」を基本目標として、施策を推進します。

基本目標5. 就労と社会参加の支援の充実

障害のある人がその人の適性に応じて能力を十分に発揮し、働き続けることができるよう、就労移行や就労定着などの総合的な就労支援を実施します。また、日中活動の場を通して社会参加ができるよう支援していきます。

さらに、障害のある人が円滑にスポーツ、レクリエーション又は文化芸術活動を行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

市は、障害のある人がいきいきと社会参加をできるよう、「就労と社会参加の支援の充実」を基本目標として、施策を推進します。

基本目標6. 安全・安心なまちづくり

障害のある人が地域の中で活動していくためには、移動の自由が確保され、施設が利用しやすいものとなっていることが重要です。バリアフリー化、ユニバーサルデザイン*化の視点に立ったまちづくりを推進します。

また、障害のある人は、災害時にさまざまな困難に直面することが考えられるため、地域の人々と関係機関が一体となった体制を構築します。

さらに、障害のある人が、地域の中で安心して生活できるよう、防犯への取組みを強化していきます。

市は、「安全・安心なまちづくり」を基本目標として、施策を推進します。

4. 施策の体系

基本目標	施策の方向	主な施策
1 ともに生きる 地域づくり	(1)差別解消と権利擁護	①啓発活動の推進 ②権利擁護施策の充実 ③行政サービスにおける合理的配慮の推進
	(2)理解と協力の促進	①福祉教育*・学習機会の拡充 ②学習・地域交流の促進 ③ヘルプカード等の活用
	(3)地域ぐるみの協力体制の整備	①ボランティア活動の支援 ②福祉ネットワークの充実 ③障害者団体の育成支援
2 安心してサ ークルを利 用できる仕 組みづくり	(1)情報提供の仕組みの充実	①情報提供等の充実 ②情報のバリアフリー化の推進
	(2)相談体制の充実	①各種相談体制の充実 ②計画相談支援体制の確保
	(3)サービスの質の向上と人材の育成	①福祉サービス事業者の質の向上 ②専門職員等の資質の向上
3 自立を支 援する基盤づ くり	(1)地域生活を支えるサービスの充実	①在宅福祉サービスの充実 ②経済的支援
	(2)日中活動の充実	①活動の場の充実 ②移動手段の充実 ③日中活動を支援する施設の整備・促進
	(3)暮らしの場の確保	①障害のある人に配慮した居住の場の確保 ②暮らしを支援する施設の整備・促進
	(4)健康づくり	①心と体の健康づくりの推進
4 障害児支 援体制の整備	(1)早期発見・切れ目のない支援の充実	①早期発見と切れ目のない支援体制づくり
	(2)就学前児童支援の充実	①障害児保育の充実 ②就学前の児童支援の推進
	(3)義務教育期の支援の充実	①多様なニーズに応じた教育の充実 ②相談・指導の充実 ③放課後支援の充実
	(4)成人期への移行支援	①将来への選択の支援
5 就労と社会 参加の支援 の充実	(1)雇用・就労の促進	①雇用・就労の促進 ②就労支援事業の充実
	(2)スポーツ、文化活動の促進	①スポーツ、レクリエーション活動の充実 ②文化芸術活動の充実
6 安全・安心 なまちづくり	(1)福祉のまちづくりの推進	①利用しやすい施設づくりの推進 ②道路交通環境の整備
	(2)防災・防犯、緊急時の支援体制の充実	①防災対策の充実 ②防犯対策の充実

第4章 施策の展開

基本目標1. ともに生きる地域づくり

施策の方向（1） 差別解消と権利擁護

障害のある人もない人も、ともに支えあい、協力しあって生活することのできる地域づくりを進めていくためには、お互いの人格と個性を尊重しつつ、障害のある人に対する差別の解消と合理的配慮の推進が求められています。

また、十分な自己決定や意思表示が困難な場合でも、生涯にわたってその人らしく暮らすことができるよう、権利擁護の仕組みや虐待の防止及び早期発見、発見時の迅速な対応など、権利を守るために具体的な体制の強化も必要です。

ともに支えあう共生社会の実現に向け、「障害者権利条約」や「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」などが制定され、その周知を引き続き行うことも必要です。さまざまな障害に対する理解を深める啓発活動とともに、障害のある人への「合理的配慮」等、人権を守る制度の周知に努めます。

また、障害のある人に対しては、権利擁護事業や福祉サービス利用援助事業の周知を図り、その利用を促進するとともに、関係機関とネットワークを構築し、虐待の防止、家族等への支援体制を整備します。

主な施策① 啓発活動の推進

事業名	内容	担当課
1 障害者差別解消法への取組み	地域自立支援協議会の部会である権利擁護部会に「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、差別事例に対し適切な対応に努めるとともに、障害者差別の解消に関する啓発を推進します。	障害福祉課
2 「障害者週間*」の啓発	障害者週間にあわせ、障害のある人に対する理解を深めるため、有識者や障害のある人、その家族による講演会等の事業を実施し、障害者福祉の啓発に努めます。	障害福祉課
3 「広報はむら」への特集記事の掲載	障害のある人に対する理解を深めるため、「広報はむら」への特集記事等の掲載に努めます。	障害福祉課
4 インターネット等を活用した啓発の推進	インターネット等情報手段を活用した効率的・効果的な啓発を推進します。	障害福祉課

主な施策② 権利擁護施策の充実

事業名	内容	担当課
5 地域自立支援協議会の運営	障害福祉に係る地域の課題等について、地域自立支援協議会やその部会において、情報を共有し地域の課題解決に向けて協議していきます。	障害福祉課
6 成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用に必要な手続き等に関する相談支援を行う利用支援機関の運営を羽村市社会福祉協議会に委託し、制度の活用を支援するとともに、必要に応じて費用を助成します。	社会福祉課 障害福祉課
7 障害のある人への虐待防止	虐待の通報・届出に関する迅速・適切な対応や未然の防止に努めるとともに、虐待防止に関する啓発に努めます。	障害福祉課
8 福祉サービス総合支援事業の実施	障害のある人等のサービス利用援助や苦情対応、専門相談などの事業を、羽村市社会福祉協議会への委託により実施します。 また、福祉サービス総合支援事業の利用が促進されるよう、広報などにより市民に周知します。	社会福祉課

主な施策③ 行政サービスにおける合理的配慮の推進

事業名	内容	担当課
9 窓口対応方法の工夫	窓口対応について、職員は障害のある人の理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握し、手話や筆談、機器での対応等、さまざまな工夫により障害特性に配慮した対応に努めます。	関係各課
10 通訳者の設置	各種行政手続き等について、円滑に行うことができるよう、手話通訳者及び外国語通訳者（英語、スペイン語）を配置します。	広報広聴課
11 選挙における配慮	移動が困難な障害のある人に配慮した投票所のバリアフリー化、投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。 また、障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票等の適切な実施に努めます。	選挙管理委員会事務局

施策の方向（2） 理解と協力の促進

障害のある人もない人もともに支えあい、ともに協力しあうというノーマライゼーション*理念の浸透のためには、全ての人が、社会のさまざまな分野において交流し、お互いの理解を深め、協力していく場をより多くつくりあげることが大切です。

特に幼少期からの教育において、ともに学び、支えあう体験は、障害を理解し、障害のある人もない人も、ともに支えあう意識と行動を醸成するうえでとりわけ重要な役割を果たしています。

全ての人が障害について正しく理解し、認識を持つよう関係機関などと連携しながら啓発活動を推進します。特に、基礎調査の結果を踏まえ、知的障害や精神障害に関する理解の浸透を図ります。

また、学校や職場、地域におけるさまざまな活動の中で、障害のあるなしにかかわらず、ともに参加できる各種イベントの充実や、身近な場所で気軽に集まり、お互いに情報交換や相談しあえるような集いの場や機会を充実していきます。

主な施策① 福祉教育・学習機会の拡充

事業名	内容	担当課
12 人権教育の推進	身体障害や知的障害、精神障害など、さまざまな障害のある人に対する十分な認識と理解を深めるため、学校、家庭、地域との連携を図りながら、人権意識の向上を図ります。	学校教育課 教育支援課
13 福祉教育の充実	学習指導要領に基づき、市内の小・中学校で福祉教育を推進するため、総合的な学習の時間を活用して福祉体験等の体験学習の充実を図ります。	学校教育課

主な施策② 学習・地域交流の促進

事業名	内容	担当課
14 休養ホーム事業による 交流の充実	市内において活動する障害者団体が行う心身の休養等を目的とした事業に対し、その運営費の一部を助成することにより、交流の機会の充実を図ります。	障害福祉課
15 青年学級の実施	障害のある人が自分たちで決めた活動をしながらさまざまな体験をすることや多くの仲間と触れあうことを通じて、新しい可能性を発見し、充実した生活、自立していく力を得ることを目的に事業を推進します。	生涯学習センターゆとろぎ
16 交流の場の提供	「福祉センター」や「生涯学習センターゆとろぎ」等の公共施設を活用し、障害のある人もない人も、全ての市民が交流できる場づくりを進めます。	関係各課

事業名	内容	担当課
17 学習・地域交流のための生涯学習資料の情報提供	自主的参加への動機づけに重要となる、きめ細かな情報提供のため、生涯学習資料(市民活動団体ガイド、団体・サークルガイド、人ネットガイド、まちづくり出前講座)の内容の拡充を図り、市公式サイトへ情報を掲載します。	生涯学習総務課 地域振興課

主な施策③ ヘルプカード等の活用

事業名	内容	担当課
18 ヘルプカードの利用促進やヘルプマーク*の啓発	さまざまな機会・媒体を通じて、ヘルプカードの普及・啓発に努めます。 また、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる目印として、東京都が作成したヘルプマークの啓発に努めます。	障害福祉課

施策の方向（3） 地域ぐるみの協力体制の整備

障害のある人が、地域で自立して生活していくためには、公的なサービスの充実とともに、地域の人々の協力と支援が必要です。またこれからは、障害のある人も支えられるだけでなく、時には支える側に回り、地域の協力体制をともにつくっていくことが大切です。

地域ぐるみの協力体制を整備するために、ボランティア団体や市内の障害者団体の活動への支援をはじめ、各種団体間のネットワークづくりを支援し、地域における協力体制をより強固なものにしていきます。

さらに今後、地域で福祉活動に参加できる人材を発掘、育成、支援していくことやボランティアの支援をつなぐコーディネート機能を充実していきます。

主な施策① ボランティア活動の支援

事業名	内容	担当課
19 民生委員・児童委員(社会福祉委員)活動の支援	地域福祉の「要」として、訪問活動、各種相談など、地域に根ざした福祉活動ができるよう、人員確保などのさまざまな支援に取り組みます。また、民生委員・児童委員との連携強化に努め、地域の交流を促進します。	社会福祉課
20 福祉ボランティアの機能強化に向けた支援	羽村市社会福祉協議会が実施する福祉ボランティア活動の機能の強化に向けて支援します。	社会福祉課

事業名	内容	担当課
21 手話通訳者の養成	手話で聴覚障害のある人の地域生活をサポートできる通訳者の養成に努めます。	障害福祉課
22 市民活動センターの充実	市民活動を推進するため「市民活動センター」の機能の充実を図ります。	地域振興課
23 小地域ネットワーク活動の支援	地域住民が主体となって支えあいや見守りなどの実践活動を行う「小地域ネットワーク活動」の活性化や充実に向け、羽村市社会福祉協議会と共同して支援します。	社会福祉課

主な施策② 福祉ネットワークの充実

事業名	内容	担当課
24 見守り活動の推進	障害のある人のために活動する団体を支援し、見守り活動を推進します。	障害福祉課
25 障害者団体間のネットワークづくりの支援	障害のある人やその家族が所属する障害者団体がさらに活動の輪を広げができるように、相互の連携の強化とネットワークづくりを支援します。	障害福祉課

主な施策③ 障害者団体の育成支援

事業名	内容	担当課
26 障害者団体への助成	障害者団体の福祉活動の支援を目的に、その団体に対し、運営費の一部を助成します。	障害福祉課

基本目標2. 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

施策の方向（1） 情報提供の仕組みの充実

福祉サービスを利用する際など、必要な時に情報を入手することができ、正しく情報が伝わり、選択していくことが大切です。そのためには、必要な情報を手軽に入手できるよう、市公式サイトやソーシャルネットワークを活用した情報提供を充実させることができます。

特に、視覚障害のある人や聴覚・言語障害のある人等においては、情報の収集などで制約を受けやすいことに十分配慮し、媒体の選択、内容、提供方法、情報提供の頻度など、総合的に充実を図っていくことが求められます。また、市が実施する講演会等において、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を配置するなど、障害があっても利用しやすいよう、情報提供の仕組みを充実していきます。

誰もがそれぞれの障害特性にあった方法で情報を受け取れるよう、情報のバリアフリー化を推進します。

主な施策① 情報提供等の充実

事業名	内容	担当課
27 「広報はむら」の充実	「広報はむら」により正確な情報をより早くよりわかりやすく提供します。また、お知らせ記事だけではなく、市の障害者福祉施策全般に関する特集記事を掲載します。	広報広聴課 障害福祉課
28 ウェブサイトによる情報提供	市公式サイトやソーシャルネットワークなど、ウェブサイトを使った情報提供により、福祉施策やボランティア活動・福祉施設の紹介を行います。	広報広聴課 障害福祉課
29 「ふれあい福祉のしおり」の作成・配布	市の福祉サービス事業を掲載した「ふれあい福祉のしおり」を改訂するとともに、ウェブサイトの閲覧が困難な障害のある人に対し効果的な情報提供を図ります。	社会福祉課 障害福祉課
30 メール配信サービスによる情報提供	市が実施するイベントや災害・防犯情報などのお知らせを事前に登録した携帯電話やパソコンにメールで配信します。	広報広聴課
31 第三者評価*情報の提供	事業者が第三者評価機関の審査を受審するよう促進し、その評価結果を窓口等で提供するように努め、サービス利用者の主体的な選択を支援します。	障害福祉課

主な施策② 情報のバリアフリー化の推進

事業名	内容	担当課
32 アクセシビリティ*に配慮したウェブサイトの作成	障害のある人等に配慮した、だれもが使いやすくアクセスしやすいウェブサイトの作成に努めます。 また、視覚障害のある人のために、音声読み上げ、文字拡大、色変更等ができるアクセシビリティ支援ソフトを活用し、情報のバリアフリー化を進めます。	広報広聴課
33 「声の広報」の制作、配布	視覚障害のある人等に対し、広報はむらの内容を朗読した「声の広報」を制作し、配布します。	広報広聴課
34 日常生活用具給付事業	障害のある人に対し、日常生活用具(情報通信装置・活字文書読み上げ装置・点字図書等)を給付することで、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課
35 意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害のある人等に、手話通訳者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。	障害福祉課
36 音声コード付パンフレットの作成	視覚障害のある人のための音声コード付パンフレットの作成について検討します。	障害福祉課
37 パソコン講習会等の開催	パソコンの基本操作や技術を習得することによって、インターネット等を通じた情報の取得や発信等ができるよう、障害のある人のためのパソコン講習会等を実施します。	障害福祉課
38 障害者用図書等の充実	録音図書(カセットテープ、デイジー図書*)、点字図書、大活字本の収集に努めます。また、ボランティアの協力を得ながら、対面朗読、宅配サービスの充実に努めます。	図書館

施策の方向（2） 相談体制の充実

障害のある人やその家族は、日常生活や今後のことについて、多くの不安を抱え生活しています。その不安を軽減していくため、一人ひとりの悩みや不安について話を聞き、その人にあった支援について相談のできる体制を充実していくことが重要です。

そのため、現在行っている地域活動支援センター等での相談体制の充実をはじめ、障害のある人やその家族によるピアカウンセリング*事業の促進など、きめの細かい相談支援体制の充実を図ります。

また近年では、発達障害や高次脳機能障害等、多様な障害への支援が求められています。多様化する相談内容への対応の充実を含め、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」について、近隣自治体との協働も視野に入れつつ、市においてどのような体制が効果的かを検討し、総合的な相談体制の充実につなげていきます。

主な施策① 各種相談体制の充実

事業名	内容	担当課
39 相談支援事業の実施	障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。また、必要に応じて関係機関と連携を図っていきます。	障害福祉課
40 サービス等利用計画	障害福祉サービス等の利用申請をした障害のある人に対して、計画相談支援事業所にてサービス等利用計画の作成、サービス利用の調整、モニタリングを行い、適切なサービス利用ができるよう支援します。	障害福祉課
41 ピアカウンセリングによる支援	障害のある人や関係者がその経験や知識を活かして、きめ細かい相談を行うピアカウンセリングによる支援を促進します。	障害福祉課
42 身体障害者及び知的障害者相談員*の活用	障害のある人に対する福祉施策のより一層の充実を図るため、障害のある人やその家族の相談に応じ、必要な指導、助言を行います。	障害福祉課
43 高次脳機能障害に対する相談事業の充実	高次脳機能障害により生じる日常生活や仕事上の困りごとに関する相談に対応できるよう、専門の相談員を配置し、ご本人やご家族を支援します。	障害福祉課
44 関係機関等との連携の推進	発達障害や高次脳機能障害のある人を支援する東京都発達障害者支援センターや東京都心身障害者福祉センターと連携し、相談支援体制の強化に努めます。	障害福祉課

主な施策② 計画相談支援体制の確保

事業名	内容	担当課
45 指定 特定 相談 支援 事 業者 の 指定	サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者の事業者指定を実施するとともに、事業者の参入を促進します。	障害福祉課

施策の方向（3） サービスの質の向上と人材の育成

障害の多様化、重度化、高齢化など、求められる支援の質や内容も高度化しており、一人ひとりのニーズに的確に対応できるサービスを提供していくためには、サービスの質を向上させていくこと、そのための人材を育成していくことが求められています。

サービスを利用する人が、その人にあった適切なサービスが提供されるよう、専門職員等の人材確保と育成を支援します。

また、サービスを受ける中で問題が生じた場合などは、当事者以外の第三者の立場から適切に対応してもらうことも必要です。このような場合に備え、苦情解決の仕組みの充実とその周知に努めます。

主な施策① 福祉サービス事業者の質の向上

事業名	内容	担当課
46 苦情解決の仕組みの充 実	サービス提供事業者が、寄せられた苦情に適切に対応できるよう第三者委員の設置を促すとともに、苦情の解決が困難な場合は、東京都社会福祉協議会の運営適正化委員会*の活用を図ります。	障害福祉課
47 指導検査の実施	社会福祉法人が運営する障害者福祉施設の指導検査を実施します。また、東京都の指導検査研修に参加し、東京都が実施する指導検査に同行するなど、必要な知識等の習得に努めます。	社会福祉課
48 東京都との連携	障害者福祉施設等の許認可や立ち入り調査権をもつ東京都と連携し、改善指導の実施に向け、立ち入り調査の要請や合同実施等を働きかけます。	社会福祉課 障害福祉課
49 第三者評価制度の受審 の促進	事業者が第三者評価機関の審査を受審するよう促進するとともに、結果の公表によりサービス利用者の主体的な選択を支援します。	障害福祉課

主な施策② 専門職員等の資質の向上

事業名	内容	担当課
50 意思疎通支援に関する研修会の支援	障害のある人に対する理解を深め、地域の中でサポートできるボランティアを養成するため、手話、要約筆記、音訳(朗読)等、講習会の開催を支援します。	障害福祉課
51 相談支援専門員の育成・確保	障害のある人がサービスを選択・決定・利用する際に、利用者の立場に立った適切な支援が行えるよう、東京都が実施する「相談支援従事者初任者研修」や「相談支援従事者現任研修」等の研修情報をサービス提供事業者にお知らせし、相談支援専門員の育成・確保に努めます。	障害福祉課
52 福祉関係職員の研修の支援	職員が施設等において適切な支援・指導が行えるよう、東京都や東京都社会福祉協議会が開催する研修等への参加を働きかけます。	障害福祉課
53 指定特定相談支援事業者の質の向上	サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者を対象に連絡会を開催し、事例検討や意見交換等を通じて事業所の質の向上に努めます。	障害福祉課

基本目標3. 自立を支援する基盤づくり

施策の方向（1） 地域生活を支えるサービスの充実

障害のある人が、住み慣れた地域で自立し、安心して生活していくためには、各種の福祉サービスを有効に活用していくことが重要です。

障害のある人が日常生活を営むために必要な訪問系サービスや移動支援、日常生活の援助など、引き続き地域生活を支える福祉サービスの充実に努めます。

また、病院や施設から地域生活への移行をさらに進めていくためには、重度の障害のある人や医療的ケアが必要な障害のある人が安心して利用できるサービスの充実を図る必要があります。

さらに、障害のある人の経済的自立とその生活の安定を図るために、障害年金や国・都の手当制度、市独自の各種手当や助成金の支給等経済的支援に努めます。

主な施策① 在宅福祉サービスの充実

事業名	内容	担当課
54 訪問系サービスの提供	在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していくよう、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの提供をします。	障害福祉課
55 介護給付の提供	常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービスや在宅でも安心して生活できるような介護サービスを提供します。(生活介護、療養介護、短期入所等)	障害福祉課
56 補装具*費の支給	身体障害のある人や難病の人の機能障害を補う補装具の交付・修理などを行い、自立の促進を図ります。	障害福祉課
57 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等を対象に外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。	障害福祉課
58 日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障害のある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	障害福祉課

事業名	内容	担当課
59 訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障害のある人の居宅を訪問し、入浴サービスを行い、身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	障害福祉課
60 介護給付費等の支給に関する審査会の運営	障害支援区分の判定を中立・公正かつ専門的な立場で行う審査会を設置し、審査及び判定を行います。	障害福祉課

主な施策② 経済的支援

事業名	内容	担当課
61 障害基礎年金	病気やけがが原因で障害になった人に対し、障害福祉課と連携し、受給に向けた支援を行います。 また、障害年金の制度について、市公式サイトや広報はむらにおいて周知を図っていきます。	市民課 障害福祉課
62 各種手当の支給	障害のある人(子ども)及び養育者等への手当として、「心身障害者福祉手当」、「難病患者福祉手当」、「特別障害者手当」、「障害児福祉手当」、「重度心身障害者手当」、「児童育成手当」、「児童扶養手当」、「特別児童扶養手当」を支給するとともに、各制度について周知に努めます。	障害福祉課 子育て支援課
63 各種サービス助成等	障害のある人(子ども)及び保護者に対し、「自動車ガソリン費用」、「タクシー費用」、「理容等サービス費用」、「機能回復施術費用」、「水道・下水道使用料」、「交通災害共済加入費」、「おむつ給付」、「心身障害児童施設通園費」を助成するとともに、各制度について周知に努めます。	障害福祉課 子育て支援課
64 地域生活支援事業	地域生活支援事業の経済的支援事業として、「自動車運転免許取得費助成事業」、「自動車改造費助成事業」、「成年後見制度利用支援事業」を実施します。	障害福祉課
65 住宅設備改善費助成	在宅の身体障害のある人に対し、居住する住宅設備の改善に要する費用の一部を障害の程度や状態に応じて助成します。	障害福祉課
66 その他割引サービス等	「有料道路料金」、「NHK受信料」の減免や「都営交通無料乗車券」の発行、「JR等運賃」、「民営バス運賃」、「タクシー運賃」、「航空運賃」の割引や「心身障害者扶養共済制度」について、各実施機関と連携して周知に努めます。	障害福祉課
67 生活福祉資金貸付事業	東京都社会福祉協議会が実施する、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に無利子または低利で福祉資金・教育支援資金等の貸付を行う事業について周知に努めます。	関係各課

施策の方向（2） 日中活動の充実

障害のある人が、地域の中でいきいきと生活していくためには、必要な支援を受けながら、さまざまな機会を利用して積極的に自立に向けた訓練や活動に取り組んでいくことが重要です。

特に、病院や施設から地域生活へと移行する人の受け入れ促進に向け、重度の障害のある人や医療的ケアが必要な人が安心して利用できるサービスについて、関連機関や民間の事業者とともに検討し、充実を図ります。

また、障害のある人が、自立に向けた訓練やさまざまな活動に取り組むことができるよう、気軽に外出できる移動手段の充実に努めます。

主な施策① 活動の場の充実

事業名	内容	担当課
68 訓練等給付の提供	身体機能や生活能力向上のための訓練、一般企業等への就労に必要な訓練や就労定着支援、また、一般就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等、さまざまな訓練の機会を提供します。(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	障害福祉課
69 生活介護事業「さくら」の運営	重度の障害のある人に対して、常時介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会の提供を通じ、身体機能や生活能力の維持に必要な作業的訓練や生活訓練等を提供し、障害のある人が安定した生活を営むことを促進します。	障害福祉課
70 就労継続支援B型事業「いちょう」の運営	福祉的就労の機会を通じ、生産活動を行っていくために必要な訓練等を提供し、障害のある人の自立生活と社会経済活動への参加を促進します。	障害福祉課
71 地域活動支援センターI型事業「あおば」の運営	創作的活動の機会の提供や社会との交流を促進する機会を通じ、身体機能や生活能力の維持・向上に必要な訓練等を提供し、障害のある人の日常生活と社会的な自立を促進します。	障害福祉課
72 日中一時支援事業「青い鳥」の運営	障害のある子どもに対して、通所による生活能力の向上や集団生活への適応訓練等を行うことにより、心身の発達を促すとともに、集団への適応能力や社会性の向上を促進します。	障害福祉課
73 地域活動支援センターI型事業「ハッピーウィング」の運営	精神障害のある人の社会復帰と自立を目的として、創作的活動の機会、レクリエーション等社会との交流の機会等を福生市と共同で提供します。	障害福祉課

主な施策② 移動手段の充実

事業名	内容	担当課
74 コミュニティバス「はむらん」運行の充実	障害のある人等への移動手段の確保や市内の交通不便地域の改善等として運行の充実を図ります。 コミュニティバスはむらん運営推進懇談会や利用者の意見を聴きながら、必要性に応じてダイヤ改正等、運行の充実を図ります。	都市計画課
75 ふれあいキャリーへの支援	公共交通機関の利用が困難な障害のある人の外出の機会を確保するため、羽村市社会福祉協議会が実施している福祉有償運送事業(ふれあいキャリー)の支援を行います。	障害福祉課
76 送迎バスサービスの実施	福祉センターで実施する事業への通所を容易にするため送迎バスサービスを実施します。	障害福祉課
77 自動車ガソリン費用助成	障害のある人が日常生活のために使用する自動車の運行に要するガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課
78 タクシー費用助成	電車・バス等の交通機関を利用する事が困難な障害のある人が、タクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成します。	障害福祉課

主な施策③ 日中活動を支援する施設の整備・促進

事業名	内容	担当課
79 民間施設の整備助成	市内の社会福祉法人が、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業または就労継続支援事業を行う施設を整備する場合、建設費の一部を助成します。	障害福祉課
80 民間施設の整備支援	障害のある人の日中活動の場等を市内に整備する事業者に対して、相談に応じるとともに広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。	障害福祉課

施策の方向（3）暮らしの場の確保

住宅は地域での生活基盤そのものであるため、住まいを確保するための施策を充実させることが必要です。そのためには、障害のある人の公営住宅等の優先入居枠の確保や、入居要件の緩和等、生活しやすいような環境整備をしていくことが大切です。

また近年、「親亡き後」の生活を支えるものとしてグループホームが重要視されており、障害のある人が住み慣れた地域で共同生活を営むことができるよう、グループホームの整備をさらに推進していくことが求められています。

さらに、暮らしを支援する施設の整備として国の提唱する「地域生活支援拠点」の整備を含め、地域において求められる支援について、十分に検討していく必要があります。

主な施策① 障害のある人に配慮した居住の場の確保

事業名	内容	担当課
65(再掲) 住宅設備改善費助成	在宅の身体障害のある人に対し、居住する住宅設備の改善に要する費用の一部を障害の程度や状態に応じて助成します。	障害福祉課
81 障害のある人等に配慮した市営住宅の改修整備	障害のある人や高齢者が住みやすい市営住宅にするため、既存住宅の共用部のバリアフリー化と各戸の手すり等の設置を進めています。	都市計画課 建築課
82 障害者向け公営住宅確保の要請	都営住宅について、障害のある人に配慮した設備改善の促進を要請していきます。 また、建替えに際しては、障害のある人の居住に配慮した住宅の整備や優先入居枠について要請します。	都市計画課
83 住宅資金融資制度の提供	市民の生活向上及び福祉の増進を図る目的で、市内において自ら居住する住宅を新築又は購入、増改築する際に受けた融資に対し利子を補給します。	都市計画課

主な施策②暮らしを支援する施設の整備・促進

事業名	内容	担当課
84 居住支援サービスの充実	日常生活上の支援を含めた居住支援が提供され、地域生活への移行が促進されるよう、共同生活援助(グループホーム)などの居住支援サービスの充実を図ります。	障害福祉課
85 民間施設の整備支援	社会福祉法人等が、市内に障害のある人の住まいの場等、居住支援事業を行う施設整備をする場合、東京都の建設助成等の活用支援を行います。	障害福祉課

施策の方向（4） 健康づくり

生涯にわたり健康で自立した生活が送れるよう、乳幼児から高齢者まで受けられる健康診査を実施し、疾病を予防するとともに、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療・リハビリテーション*につなげていくことが重要です。

このため、健康に関する情報を積極的に提供し、ライフステージに応じた健康診査や健康相談等を行うとともに、自主的な健康づくりを支える環境を充実し、生活習慣病や疾病の重症化を予防する対策を強化していきます。

また、障害のある人の健康への不安や、心身の健康づくりに応えるため、健康や医療の情報を積極的に提供する等、各種保健事業の実施や適切な医療受診を促します。

主な施策① 心と体の健康づくりの推進

事業名	内容	担当課
86 こころの健康相談	こころの問題を抱えた本人や家族からの相談に応じ、継続的に面接や訪問等を行うほか、必要な場合は、医療機関や福祉サービスにつなげます。	健康課
87 保健サービスの実施	病気の予防と早期発見のため、乳幼児から高齢者までを対象とした健康診査や健康相談を行い、生活習慣病予防のための健康づくりに取り組みます。	健康課
88 保育・幼児教育施設入所児童の健康管理	保育・幼児教育施設入所児童の心身を健やかに育むため、園医、保健センター、療育機関、臨床心理士等専門機関との連携の強化を図り健康管理に努めます。	子育て支援課 子育て相談課
89 小・中学校児童・生徒の健康診断	小・中学校児童・生徒の健康の保持促進のため、定期的に健康診断を行い、その結果に基づき疾病の予防措置や治療を指示する等、健康管理に努めます。 また、小学校就学前に行う就学児健康診断をとおして、子どもの健康状況の把握に努めます。	学校教育課
90 各種医療費の助成	医療費の助成として、「心身障害者医療費助成」、「自立支援医療費(精神通院医療、更生医療、育成医療)」、「難病医療費等助成」、「小児慢性疾患医療費助成」、「小児精神障害者入院医療費助成」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成」、「ひとり親家庭等医療費助成」を実施するとともに、各制度の周知に努めます。	障害福祉課 子育て支援課

基本目標4．障害児支援体制の整備

施策の方向（1）早期発見・切れ目のない支援の充実

乳幼児期は、疾病や障害を早期に発見する重要な時期であり、乳幼児健康診査などにより、子どもの発育状況を定期的に確認していくことが大切です。幼い時から障害のある子どもや、発達に課題のある子どもが、健やかに成長していくよう、その子の発達を促し、さまざまな能力を育てるために、できるだけ早期のうちに周囲の理解を得ながら適切な療育や支援を受けることが重要です。

また、保護者にとって、子どもの病気や障害に対する悩みを抱えながら育児を行うことは、大きな不安が伴い、時には障害を認めたくないこともあることから、周りの支援や助言を受け付けないなど、障害理解について課題があります。保護者の気持ちを理解するとともに、保護者へのサポートも必要となります。

市では保護者の育児への不安を軽減し、継続して相談しやすい環境を整備するため、また「妊娠期からの切れ目のない子育て支援」を目指して、平成29年度に「子育て相談課」を新設しました。今後は、子育て相談課を中心とした「妊娠から子育て期の切れ目のない継続的な相談」に応じるほか、保育園・幼稚園巡回相談、関係機関との連携など、発達障害児支援の体制を強化していきます。障害のある子どもの専門相談や支援については、児童発達支援事業所などの専門機関と連携を図るとともに、児童発達支援センターについては広域での設置も含めて検討していきます。

また、障害の特性や特徴、支援内容を記録して家族と関係機関が情報を共有するための「はばたきファイル」を活用しながら、就学前の療育から就学後の教育へのスムーズな移行や保護者と子どものそれぞれの支援の具体化など、支援体制の充実を図ります。

主な施策① 早期発見と切れ目のない支援体制づくり

事業名	内容	担当課
91 発達障害児支援体制の強化及び子どもの発達に関する総合相談の機能の充実	乳幼児期から成人期までの切れ目のない発達支援を行うため、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携し、組織横断的な体制を強化していきます。 発達上支援の必要な子どもや、保護者の育児に関する相談を受け、必要な助言や情報提供を行い、子どもの成長を支援し、保護者の不安の軽減を図ります。 (対象:0~18歳)	子育て相談課 関係各課

事業名	内容	担当課
92 乳幼時期の関係機関との連携	各種乳幼児健康診査等で子どもの発育や発達に不安のある保護者に対し、適切な支援が図れるよう、保健センター、療育機関、保育園等の関係機関と連携して支援を行います。	健康課 子育て相談課 関係各課
93 乳幼児健康診査の実施	乳幼児の発達、発育の確認及び疾病や障害等の早期発見と保護者への適切な助言や指導を行うため、3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の各健康診査を行います。	健康課
94 精密健康診査の実施	乳幼児健康診査において、さらに詳しい検査が必要と医師等が判断した際に、専門医療機関において検査を受けることができるよう、精密健康診査票を発行して受診を促すことで、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	健康課
95 1歳6か月児及び3歳児経過観察健康診査(心理相談)の実施	1歳6か月児及び3歳児健康診査等から心理面で経過観察が必要と判断された子どもについて、臨床心理士による面接を行い、子どもの発達特性に応じた適切な助言・指導を行います。	健康課
96 経過観察健康診査・発達健康診査の実施	3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の各健康診査等で、発育等の経過を診ていく必要があると診断された場合や保護者に子どもの発育・発達面の心配がある場合、小児専門医による個別相談を実施します。また、必要に応じて、専門医療機関の紹介を行います。	健康課 子育て相談課
72(再掲) 日中一時支援事業「青い鳥」の運営	障害のある子どもに対して、通所による生活能力の向上や集団生活への適応訓練等を行うことにより、心身の発達を促すとともに、集団への適応能力や社会性の向上を促進します。	障害福祉課
97 発達障害に関する啓発事業の実施	発達障害のある子どもたちが地域で暮らしていくために、その障害の内容や特性、対応の仕方などについて多くの方に理解を深めていただけるよう、講演会の実施や機関誌等を発行し、広く普及啓発に努めます。	子育て相談課
98 はばたきファイル(支援ファイル)の活用	子どもに関わる必要な情報を保護者が関係機関とともに記録に残し、就学前から就労まで関係する機関が連携を密にしながら、一貫した支援をつないでいくことを目的として作成した「はばたきファイル」を、関係各課において周知・活用を図っていきます。	教育支援課 教育相談室 障害福祉課 健康課 子育て支援課 子育て相談課 児童青少年課

施策の方向（2） 就学前児童支援の充実

乳幼児期の子どもにとって幼稚園や保育園などをはじめとする集団生活の場は、社会のルールやコミュニケーションの基礎を学ぶ場となります。一人ひとりの個性に応じた保育や療育支援を行っていくため、障害のある子どもとその保護者のニーズに応じた、保育園等における受入れ体制の拡充、集団生活への適応訓練や日常生活基本動作の訓練等の「場の充実」が求められます。

また、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害児への支援、支援の必要な児童の増加など、支援内容の専門性や多様化が求められていることから、職員の知識とスキルの向上に努める必要があります。

障害のある子どもについて、専門的な支援を確保し、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

また、就学先の選択の際、子どもの成長にとって、適切であると考えられる教育の選択を、保護者が行うことができるよう、関係機関が協力して支援を行います。

主な施策① 障害児保育の充実

事業名	内容	担当課
99 統合保育の推進	障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通し、お互いの理解を深めながらともに育つていくよう、統合保育の推進に努めます。 また、施設に対し、職員のスキルアップのための講座や研修会、先進事例などの情報提供を積極的に行い、各施設における保育の質のさらなる向上のための取組みを支援します。	子育て支援課 子育て相談課
100 幼稚園・保育園等への定期巡回相談	臨床心理士等の専門職が、幼稚園・保育園等を巡回し、発達障害を含む発達上支援の必要な子どもの支援手法について、助言や支援を行い、子どもの個性や成長を促すことを大切にし、継続した切れ目のない発達支援体制の構築に努めます。	子育て相談課
72(再掲) 日中一時支援事業「青い鳥」の運営	障害のある子どもに対して、通所による生活能力の向上や集団生活への適応訓練等を行うことにより、心身の発達を促すとともに、集団への適応能力や社会性の向上を促進します。	障害福祉課
101 ちょこっと相談及び出張相談の実施	市内の児童館3館及び地域子育て支援センターで心理相談員等が、子どもの発育・発達などに関する相談を受け、必要に応じて助言・指導等を行います。	子育て相談課

事業名	内容	担当課
102 児童発達支援事業の充実	障害のある子どもに日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供する事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。	障害福祉課
103 保育所等訪問支援事業	障害のある子どもが利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等や助言を行い、子どもの成長を支援します。また、事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。	障害福祉課
104 関係機関との連携	発達に課題のある子どもを早期に発見し、一人ひとりの発達段階にあわせて、保健・福祉・教育などの機関が連携し、子どもの健やかな成長を促す支援を行います。	教育支援課 子育て支援課 子育て相談課 障害福祉課 健康課
105 「就学相談」の実施	障害のある子どもたちが楽しく学校生活を送れるよう、専門的な見地をもつ就学支援委員による子どもの行動観察や保護者面談等を行い、保護者の希望等を伺いながら適切な就学に努めます。また、各関係機関との連携を図り、円滑な就学となるよう支援していきます。	教育支援課 関係各課

主な施策② 就学前の児童支援の推進

事業名	内容	担当課
58(再掲) 日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないときに、障害のある子どもの日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	障害福祉課
72(再掲) 日中一時支援事業「青い鳥」の運営	障害のある子どもに対して、通所による生活能力の向上や集団生活への適応訓練等を行うことにより、心身の発達を促すとともに、集団への適応能力や社会性の向上を促進します。	障害福祉課
106 中等度難聴児発達支援事業の実施	中等度難聴児(身体障害者手帳の交付対象とならない子ども)に対して、補聴器の使用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害福祉課

施策の方向（3） 義務教育期の支援の充実

障害のある児童・生徒に対しては、自立や社会参加に向けて、地域とともに学ぶ環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、個性や能力を最大限に伸ばすための適切な指導や支援を進めて行くことが必要です。

学校教育の分野では、「羽村市生涯学習基本計画」に基づき、支援を行います。

障害のある児童・生徒の就学については、障害のある児童・生徒がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう就学相談を実施します。就学相談では、就学前関係機関等との連携を強化し、関係職員の専門性を活用しながら、就学に対する保護者の不安や戸惑いを解消し、理解を促進することにより、適切な就学支援につなげていきます。

市内小・中学校においては、発達の課題等がある児童・生徒への指導・支援を充実するため、通常の学級への特別支援教育支援員の配置を行うとともに、特別支援学級や特別支援教室等における適切な指導体制をさらに確立していきます。また、教員や関係職員の特別支援教育の専門性を向上させ、ユニバーサルデザインの考えを生かした授業や、一人ひとりの実態に応じたきめ細かい支援に向けた指導内容・方法の充実を図るための研修会を今後も実施していきます。

あわせて、学校施設の環境整備、スクールカウンセラー*や巡回相談員、スクールソーシャルワーカー*等による相談、支援等の充実を通じて、児童・生徒の個々の状況に応じた具体的な支援をしていきます。

福祉的な支援としては、児童・生徒の就学前から就労まで関係機関が連携し、一貫した支援をつないでいくことを目的として、支援の記録や情報を保護者の手元で一つにまとめる事のできる「はばたきファイル」等を活用して、一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援を行います。また、放課後等デイサービスや日中一時支援等の放課後支援についても、引き続き支援を行います。

主な施策①多様なニーズに応じた教育の充実

事業名	内容	担当課
107 多様なニーズに応じた特別支援体制の充実 (インクルーシブ教育システムの構築)	特別支援教室における指導の充実や、特別支援学級における教育活動の充実を図ります。また、専門性のある人材を活用し、適切な就学相談、転学相談などの充実を図ります。さらに、教員の専門性の向上を図る研修を充実するとともに、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への支援を充実するため、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置し活用します。 全ての学校でユニバーサルデザインの考えを生かした授業づくりや学習環境整備を進めるなど、基礎的環境整備や合理的配慮を充実させ、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。 ※詳細は羽村市生涯学習基本計画参照	教育支援課

事業名	内容	担当課
108 教育施設環境の整備	スロープや手すりの設置等、学校施設・整備のバリアフリー化を推進します。 また、必要に応じて、ユニバーサルデザインの視点で特別支援教育に関し施設整備を検討します。	建築課 生涯学習総務課 教育支援課
109 多様なニーズに応じた教育相談の充実	スクールカウンセラーの全校配置に加え、教育相談員による小・中学校への特別支援教育に関する巡回相談を実施することにより、児童・生徒にとって身近な相談場所を確保するなど、きめ細やかな教育相談体制の充実を図ります。また、社会福祉士等の資格をもったスクールソーシャルワーカーの配置を行い、課題のある児童・生徒の情報を学校と共有し、保護者や児童・生徒と面接を行うとともに、学校内外の関係機関(保健、医療、福祉、教育等)との連絡調整を図り、児童・生徒を取り巻く生活環境の改善、いじめ・不登校等の未然防止や早期対応に向けた取組みを実施します。	教育支援課 学校教育課 教育相談室

主な施策② 相談・指導の充実

事業名	内容	担当課
104(再掲) 関係機関との連携	発達に課題を抱えた児童・生徒を早期に発見し、一人ひとりの発達段階にあわせて、保健・福祉・教育などの機関が連携して支援する体制の充実を図ります。	教育支援課 子育て支援課 子育て相談課 障害福祉課 健康課
98(再掲) はばたきファイル(支援ファイル)の活用	児童・生徒に関わる必要な情報を保護者が関係機関とともに記録に残し、就学前から就労まで関係する機関が連携を密にしながら、一貫した支援をつないでいくことを目的として作成した「はばたきファイル」を、関係各課において周知・活用を図っていきます。	教育支援課 教育相談室 障害福祉課 健康課 子育て支援課 子育て相談課 児童青少年課

主な施策③ 放課後支援の充実

事業名	内容	担当課
72(再掲) 日中一時支援事業「青い鳥」の運営	障害のある児童・生徒に対して、通所による生活能力の向上や集団生活への適応訓練等を行うことにより、心身の発達を促すとともに、集団への適応能力や社会性の向上を促進します。	障害福祉課

事業名	内容	担当課
110 放課後等デイサービス事業の充実	障害のある児童・生徒に対して、放課後や休日に生活向上のための訓練、社会との交流の機会を充実させるため、放課後等デイサービスを実施します。また、サービスを提供する事業者の参入を促進します。	障害福祉課
111 学童クラブにおける障害のある児童の受入体制の充実	支援員を適切に配置し、研修の充実を図るとともに、都立特別支援学校等の関係機関との連携を密にして、障害のある児童の受入れ体制の充実に努めます。	児童青少年課
112 放課後子ども教室の推進	放課後の活動の場の一つとして、学校施設等を活用し、各小学校区において放課後子ども教室を実施します。安全安心な居場所づくりを推進し、見守りや自主的な活動を支援します。	児童青少年課

施策の方向（4） 成人期への移行支援

中学校卒業後は、高校や専門学校に進学するなど、活動の範囲も広がり、体験学習などの機会も増え、自分の個性や得意なことに気付くことが多くなる時期です。その中で自身の障害を受け止めながら、将来のことを家族とともに考えていく時期でもあり、自らの職業や勤務先を考えたり、障害福祉サービスの利用について選択したりするなど「大人への転換期」となります。また、自立を視野に入れた生活の訓練をどのように進めていくかについても考えていく必要があります。

中学校卒業後から成人期への移行については、本人の成長の過程や現在の状況などを踏まえ、就労先や通所施設につなぐなど、新たな環境に戸惑うことなく、本人の希望を取り入れた生活に移行することができるよう支援します。

主な施策① 将来への選択の支援

事業名	内容	担当課
72(再掲) 日中一時支援事業「青い鳥」の運営	「青い鳥」の就学児童部においては、通所による療育訓練や集団生活への適応訓練を行うほか、就労を念頭に、作業実習訓練を実施します。	障害福祉課
113 羽村特別支援学校、あきる野学園との情報交換会	都立特別支援学校在校生等の保護者に今後の障害福祉サービスや障害年金の申請方法についての情報提供を行うなど、交流を図ります。	障害福祉課

事業名	内容	担当課
114 自立に向けた障害福祉サービスの提供	自立に向けた訓練としての移動支援や保護者のレスバイト等を目的とした短期入所など、必要なサービスを提供します。	障害福祉課
115 障害児支援から障害福祉サービスへの移行支援	年齢によるサービスの切り替えの際、計画相談支援事業所と相談し、介護給付や地域生活支援事業にスムーズに移行できるよう支援します。	障害福祉課
116 市役所内実習事業	就職を希望する障害のある人の就労能力の向上を目的に、職場体験の場として、市役所内実習事業に取り組んでいきます。	障害福祉課
98(再掲) はばたきファイル(支援ファイル)の活用	本人に関する必要な情報を保護者が関係機関とともに記録に残し、就学前から就労まで関係する機関が連携を密にしながら、一貫した支援をつなげていくことを目的として作成した「はばたきファイル」を、関係各課において周知・活用を図っていきます。	教育支援課 教育相談室 障害福祉課 健康課 子育て支援課 子育て相談課 児童青少年課

基本目標5．就労と社会参加の支援の充実

施策の方向（1）雇用・就労の促進

社会的・経済的に自立するために、就労は大きな意味をもっています。障害のある人の就労については、その人の希望と適性に応じた多様な職種や就労形態を提供することと、雇用の拡大を図っていくことが重要です。

また、一般就労における就労先の開拓やあっせんだけでなく、定着支援、相談支援等、就職後のフォロー、さらには生活全般への支援、福祉的就労における企業からの仕事の受注促進や、自主製品の販路の拡大、工賃の向上への支援なども求められています。

平成30年からは、障害者雇用の算定基準に精神障害者が加わるなど、障害者雇用の機運も高まっています。これを契機に就労支援センター「エール」を中心に関係機関と連携し、就労支援の充実を図ります。

主な施策① 雇用・就労の促進

事業名	内容	担当課
117 雇用促進のための啓発活動の充実	公共職業安定所と連携を図り、障害者雇用に関する情報提供や企業への働きかけを通して、啓発活動を推進し障害のある人の就労を促進します。 また、地域自立支援協議会就労支援部会において雇用の促進や啓発活動について調査・研究し、障害者就労のさらなる充実に努めます。	障害福祉課
118 障害者就労支援事業の充実	関係機関との連携のもと障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるようするため、就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センター「エール」の充実を図ります。	障害福祉課
119 企業からの受注促進及び授産製品の販路拡大への支援	障害者就労施設等の工賃引き上げを支援するため、企業からの受注を促進します。 また、障害のある人の経済的自立を支援するため、授産製品の販路拡大を支援します。	障害福祉課
120 展示・販売の促進	社会参加を促進するため、障害のある人の製作した製品を常時展示・販売するコーナーの設置や福祉バザー等による販売機会の提供に努めます。	障害福祉課

事業名	内容	担当課
121 障害者就労施設等からの優先調達	障害者優先調達推進法及び市の優先調達方針に基づき、障害者就労施設等が提供する物品等の優先購入に努めます。	全課

主な施策② 就労支援事業の充実

事業名	内容	担当課
122 就労支援の促進	障害のある人の働く場の確保に向けて、雇用施策と福祉施策の連携を図るとともに、就労支援センター「エール」に地域開拓促進コーディネーターを配置し就労支援を促進します。 また、市内において就労移行支援事業や就労継続支援事業を提供する事業者に対し、その運営費の一部を補助することにより、就労支援の促進を図ります。	障害福祉課
118(再掲) 障害者就労支援事業の充実	関係機関との連携のもと障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるようするため、就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センター「エール」の充実を図ります。	障害福祉課
116(再掲) 市役所内実習事業	就職を希望する障害のある人の就労能力の向上を目的に、職場体験の場として、市役所内実習事業に取り組んでいきます。	障害福祉課

施策の方向（2） スポーツ、文化活動の促進

障害のある人が生涯を通じて、豊かで潤いのある生活を送るために、スポーツ活動、レクリエーションや文化活動への参画を促進することが重要です。こうした活動を広げるには、障害のある人自身が参加への意欲をもつとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切です。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、障害のある人のスポーツ活動を推進する大きな契機となります。スポーツ環境の整備に努め、スポーツ活動への積極的な参加を促進するとともに、さまざまなスポーツで活躍する障害のある人を紹介することにより、障害者スポーツの普及・啓発を図ります。

また、障害のある人の文化活動を推進するため、活動の場を提供し、障害のある人や障害者団体の活動を支援していきます。

主な施策① スポーツ、レクリエーション活動の充実

事業名	内容	担当課
123 障害者スポーツの普及・啓発	東京 2020 大会を契機とした、パラリンピック競技の紹介などの普及啓発活動に取り組むとともに、スポーツ指導に関する専門知識を習得する指導員の育成を支援するなど、障害者スポーツの推進を図ります。	スポーツ推進課 障害福祉課 東京オリンピック・パラリンピック準備室
124 スポーツ・レクリエーションのつどいの開催	障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の推進のため、「障害者スポーツ・レクリエーションのつどい」を開催します。	障害福祉課 スポーツ推進課
125 スポーツ活動への参加機会の拡充	全ての市民が生涯を通じて、スポーツ・レクリエーション活動を行うスポーツ社会の実現に向け、はむら総合型スポーツクラブ「はむすぽ」を支援するとともに、障害のある人が参加できるプログラムを取り入れるよう要望していきます。また、スポーツ推進委員による障害者スポーツの普及にも努めています。	スポーツ推進課
126 スポーツ設備の整備・充実	障害のある人にも配慮したスポーツ施設の充実を図っていきます。	スポーツ推進課
127 スポーツを通じた健康づくりの推進	障害のある人の健康増進を図るとともに、スポーツによって市民相互のふれあいや親睦を深めるため、スポーツを通じた健康づくりのイベント等を開催します。	スポーツ推進課
128 スポーツ活動への支援	障害のある人が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を実施できるよう、施設利用料の減免を行います。	スポーツ推進課

主な施策② 文化芸術活動の充実

事業名	内容	担当課
129 文化活動の促進	羽村市社会福祉協議会への支援を通じて、趣味活動の成果発表等の展示や催物を行い、障害のある人の文化活動の促進を図ります。	障害福祉課
130 活動への支援	障害のある人もない人も分け隔てなく文化活動に取組めるよう、市内の活動団体に障害のある人の参加についての理解を求めていきます。	生涯学習総務課
131 各種講座の充実	障害のある人の自発的な文化活動参加を促進するため、障害のある人にも受講できる講座の開催等に努めます。	生涯学習センターゆとろぎ
132 図書館サービスの充実	障害のある人の教養・知識の向上、学習、生活上の情報収集、読書の楽しみ等に応えられるよう図書館サービスの充実を図ります。	図書館

基本目標6．安全・安心なまちづくり

施策の方向（1） 福祉のまちづくりの推進

市では、東京都の「福祉のまちづくり条例」に基づき、特定施設等については、誰にもやさしい施設の整備を進めています。また、「バリアフリー法」に沿って、歩道の段差解消や誘導ブロック等の整備、建物の廊下や床の段差の解消、オストメイト対応トイレ等、障害のある人の利用しやすい環境整備を進めています。

今後も、障害のある人が安心して行動し、安全に生活できるまちづくりを推進するために、障害のある人やその家族の視点に立ち、また、誰にでも優しく利用しやすい施設となるよう、整備計画の段階からユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

主な施策① 利用しやすい施設づくりの推進

事業名	内容	担当課
133 公共施設や公園のバリアフリーの推進	公共施設や公園の整備・改修等にあわせ、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進していきます。	建築課 土木課
134 駅施設のバリアフリーの推進	障害のある人を含めた全ての市民が利用しやすい駅とするため、鉄道事業者等、関係機関と連携を図り、より使いやすい施設の整備に努めます。	建築課 土木課
135 東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備指導	不特定多数の人が利用する建築物、公共交通施設等の新設・改修の際には、整備基準に適合するよう指導していきます。	建築課

主な施策② 道路交通環境の整備

事業名	内容	担当課
136 道路の安全対策の推進	障害のある人を含めた全ての歩行者の交通安全対策を図るため、幅員の狭い道路の拡幅等、道路整備に努めます。	土木課
137 福祉施設周辺の道路交通環境の改善	福祉施設周辺の道路交通環境を改善し、人にやさしいまちづくりを推進します。	土木課
138 歩道の整備の促進	障害のある人を含めた全ての歩行者の安全性向上のため、歩道の拡幅や段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等の整備を促進します。 また、歩車道分離道路の整備についても、引き続き推進します。	土木課
139 安全な歩行通路の確保	障害のある人を含めた全ての歩行者の障害となる広告物、自転車等の撤去により、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。	土木課

施策の方向（2）防災・防犯、緊急時の支援体制の充実

全ての人が地域で安心して暮らしていくために、行政が防災設備・制度を整備とともに、市民の地域ぐるみの防犯への取り組みや、災害時の協力・支援体制を充実させることが求められています。

特に、障害のある人を含む、自力では避難することが困難な人の円滑な避難支援や安否確認の実施には、地域住民、町内会・自治会、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関など、地域の幅広い協力が不可欠です。

避難行動に支援が必要な人の災害時の安全を確保するため、地域みんなが参加するよう、防災訓練への参加を促すとともに、福祉避難場所の開設準備に努め、地域ぐるみの支援体制を充実します。

一方で、悪質な事業者の勧誘など、巧妙化する消費者トラブルに遭わないよう、地域ぐるみの防犯への取り組みを強化します。

主な施策① 防災対策の充実

事業名	内容	担当課
140 避難行動要支援者制度の推進	災害対策基本法に基づき、要配慮者のうち、避難について特に支援を要する者について、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成します。なお、従来の災害時要援護者登録制度の登録者においては説明を行い、避難行動要支援者名簿への移行登録、同意確認等をとるなどの支援体制の整備を図ります。	危機管理課
141 災害時個別支援計画の作成	在宅で人工呼吸器を使用している人に対して、災害が発生した時の電力の確保や、避難場所・避難ルートの確認等の一人ひとりに対応した「災害時個別支援計画」を策定します。	障害福祉課
142 防災訓練への参加促進	災害に備え防災意識を高めるために、防災訓練への参加の促進を図ります。	防災安全課
143 福祉避難所の開設及び避難者の救護	障害のある人の災害時の安全を確保するため、「羽村市地域防災計画」に基づき、福祉避難所の開設及び避難者の救護に努めます。	障害福祉課
144 エリアメール、緊急速報メールの配信	災害発生時等の生命に関わる緊急性の高い情報を緊急速報メールにより市内全域に配信します。	危機管理課
30(再掲) メール配信サービスによる情報提供	市が実施するイベントや災害・防犯情報などのお知らせを事前に登録した携帯電話やパソコンにメールで配信します。	広報広聴課
145 緊急通報システム及び火災安全システムの設置	一人暮らしの重度の障害のある人の自宅に、緊急通報システムや火災安全システムを設置し、日常生活の安全を確保します。	障害福祉課
34(再掲) 日常生活用具給付事業	障害のある人に対し、日常生活用具(火災警報器・自動消火装置等)を給付することで、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課
146 家具転倒防止器具の給付	重度の障害のある人の世帯に対し、地震災害時に家具の転倒を防ぐ器具を給付します。	障害福祉課

主な施策② 防犯対策の充実

事業名	内容	担当課
147 防犯活動の支援と連携の強化	誰もが安全で安心して暮らしていけるよう、市民パトロールセンター等が実施する防犯活動を支援し、防犯体制の強化に努めます。	防災安全課
148 消費者被害の防止	悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害に遭わないよう、被害情報の提供と出前講座等による注意喚起・啓発に努めます。	産業振興課

第5章

障害者・障害児の福祉サービス推進

(第5期羽村市障害福祉計画・第1期羽村市障害児福祉計画)

1. 平成 32 年度の目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を今後も推し進めていくため、障害者支援施設などに入所している障害のある人のうち、自立訓練事業や自立生活援助などを利用し、平成 32 年度末における地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の目標値を設定しました。

【国の基本指針】 平成 29 年 3 月 31 日 告示

- 平成 28 年度末時点での施設入所者数の 9% 以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者から 2% 以上削減することを基本とする。
- 当該目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。
- 施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、グループホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。

【東京都の基本的考え方】 東京都が平成 29 年 10 月 12 日に案として示したもの

- 国の基本指針に即しつつ、区市町村の実情も踏まえて設定する。
- 施設入所者数については、以下のような実情を踏まえ、平成 17 年 10 月 1 日現在の入所施設定員数 7,344 人を超えないとする第 4 期障害福祉計画までの目標を継続し、引き続き目標の達成に向けて取り組む。
 - ・ 障害者本人及び家族の高齢化や「親なき後」を見据える必要がある。
 - ・ 入所施設における専門的支援が真に必要な人の利用ニーズに応えていく必要がある。
 - ・ 地域生活への移行等を積極的に支援する機能等を強化した「地域生活支援型入所施設」を整備する必要がある。
 - ・ 都外施設の入所者や障害児施設における 18 歳以上の入所者を受け入れるために、地域移行によって生じた都内の障害者支援施設の空き定員を活用する必要がある。
 - ・ 計画上の入所施設定員数にかかわらず、18 歳以上の入所者に対応した障害児入所施設の障害者支援施設への移行には配慮する必要がある。

【目標値】

項目	人 数	備 考
平成 28 年度末の施設入所者数(A)	45 人	
平成 32 年度末の施設入所者数(B)	53 人	
入所から地域生活へ移行する目標人数	1 人	平成 28 年度末の施設入所者数(A)のうち、グループホーム、一般住宅等へ移行する人数(国の目標は9%以上)
入所者数の削減目標人数	—	(A)-(B)の人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き(国の目標は2%以上)

※ 地域生活への移行については、現在の入所者のほとんどが重度の障害があること、また、軽度の障害であっても、65 歳以上の高齢であることを考慮して目標値を設定しています。平成 28 年度末現在、施設入所待機者が 15 人と多く、さらに、待機者のうち 9 人が重度の障害があるため、施設入所者は今後も増加すると見込まれることから、施設入所者数の削減は見込みません。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人の地域生活への移行を推し進めていくため、平成 32 年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する目標値を設定しました。

【国の基本指針】 平成 29 年 3 月 31 日 告示

- 平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。
- 市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

【東京都の基本的考え方】 東京都が平成 29 年 10 月 12 日に案として示したもの

- 国の基本指針に即して成果目標を設定する。
- 区市町村は、精神障害者の地域生活への移行・定着を支援する相談支援体制の充実を図るとともに、退院後の精神障害者が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的な整備を進める必要がある。

【確保に向けての方策】

圏域での対応を含め、医療、福祉関係者による協議の場の確保を目指します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定しました。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に係る目標値、並びに就労定着支援事業の支援開始から1年後の職場定着率に係る目標値を設定しました。

【国の基本指針】 平成29年3月31日 告示

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者を、平成28年度実績の1.5倍以上とする。
- 当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定する。
- 就労移行支援事業の利用者については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すものとする。
- 事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。
- なお、目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を各目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【東京都の基本的考え方】 東京都が平成29年10月12日に案として示したもの

- 国の基本指針に即しつつ、現行計画の実績等を踏まえて目標数値を設定する。
- 一般就労に向けた支援に関する量的な目標については、引き続き、都独自に区市町村障害者就労支援事業の利用による就労者数の目標を設定し取り組む。
- 職場定着率に関する目標については、都独自の目標として「区市町村障害者就労支援事業利用による支援を開始した時点から1年後の職場定着率」を新たに設定し、現状等を踏まえて目標値を設定する。

【目標値】

項目		人 数	備 考
一般就労移行者	(実績)	4 人	平成 28 年度実績
	【目標値】	6 人	平成 32 年度中(平成 28 年度実績の 1.5 倍以上)
就労移行支援事業利用者	(実績)	9 人	平成 28 年度実績
	【目標値】	12 人	平成 32 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数(平成 28 年度実績の 2 割以上増加)

項目	数 値	備 考
就労移行率が3割以上の事業所の割合(実績)	100%	平成 28 年度実績(1 か所)
上記のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合【目標値】	50%	平成 32 年度中の就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の見込み(新規事業所ができるこことを想定)

項目	数 値	備 考
各年度末の職場定着率	80%	支援開始から 1 年後の職場定着率 80% 以上

(4) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」への備えなどの課題がある中、これからも障害のある方が地域で自立した生活ができるように、親元からの自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所等による緊急時の受入体制等の確保、人材の確保・養成や専門的な相談ニーズに対する支援などを検討し、地域での生活を支援する体制づくりに努めます。

【国の基本指針】 平成 29 年 3 月 31 日 告示

- 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
 - * 地域生活支援拠点：各地域内で居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応、専門性、地域の体制づくり）を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点
 - * 面的な体制：地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

【東京都の基本的考え方】 東京都が平成 29 年 10 月 12 日に案として示したもの

- 地域生活支援拠点については、基本指針に即して各区市町村に少なくとも一つ整備することを基本としつつ、区市町村の状況を把握しながら成果目標を設定し、必要な支援を検討していく必要がある。

【確保に向けての方策】

地域自立支援協議会等の場で障害のある人のニーズ等を検討したうえで、市内の居住支援機能及び地域支援機能を担う既存施設・事業所がそれぞれ役割を分担しながら、機能的に連携し、障害のある人の地域生活を支援する体制の構築を目指します。

(5) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

障害児支援の中核的施設としての役割を担うことが求められている児童発達支援センターと、保育所等訪問支援の実施について、設置に向けた目標を定めました。

【国の基本指針】 平成 29 年 3 月 31 日 告示

- 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
- 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【東京都の基本的考え方】 東京都が平成 29 年 10 月 12 日に案として示したもの

- 国の基本指針に即して成果目標を設定する。

【目標値】

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置数	1 か所	平成 32 年度末の児童発達支援センター機能を有する施設数
保育所等訪問支援	実施	平成 32 年度末の保育所等訪問支援の実施体制

【確保に向けての方策】

市の既存事業の拡充や市内事業者等による児童発達支援センター機能の確保と保育所等訪問支援の実施体制の確保を目指します。

(6) 重症心身障害児を支援する事業所の確保

医療的ケアを要する障害のある子どもが適切な支援を受けられるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

【国の基本指針】 平成29年3月31日 告示

- 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

【東京都の基本的考え方】 東京都が平成29年10月12日に案として示したもの

- 国の基本指針に即して成果目標を設定する。

【確保に向けての方策】

現状では市内に対応可能な事業所がない状態です。障害のある人のニーズ等を検討したうえで、圏域単位での確保も視野に入れ支援事業所の確保を目指します。

(7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケアを必要とする重症心身障害児等が、円滑に在宅生活に移行し、安心して暮らせる療育環境を構築するため、関係機関による協議の場の設置を検討します。

【国の基本指針】 平成29年3月31日 告示

- 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【東京都の基本的考え方】 東京都が平成29年10月12日に案として示したもの

- 国の基本指針に即して成果目標を設定する。

【確保に向けての方策】

圏域での対応を含め、医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の確保を目指します。

2. 障害福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 訪問系サービスの提供

在宅で介護サービスを受けながら生活をすることができるよう訪問系サービスの基盤整備を今後も推進します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅や病院等で入浴、排せつ、食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排せつ、食事等の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動に著しい困難を有する人が外出するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込量(1月あたり)】

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護・行動援護 ・重度障害者等包括支援	1,548 時間 86 人	1,620 時間 90 人	1,692 時間 94 人

【現状と将来推計の考え方】

□ 平成 27 年度から平成 29 年度（見込み）の年間の実利用人数及び年間の延べ利用時間数をもとに、利用増加や将来の障害者手帳所持者等の増加を考慮して、見込量を推計しました。

【確保に向けての方策】

- 障害のある人がその人にふさわしいサービス提供事業者を選択することができるよう、情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進していきます。
- サービスの質が向上されるよう、サービスの直接の担い手となる従事者に対し、東京都や東京都社会福祉協議会が開催する研修等への参加を働きかけます。
- 事業者へ第三者評価制度の受審を促し、障害のある人が安心してサービスを利用できる仕組みづくりを引き続き推進します。

(2) 日中活動系サービスの提供

① 介護給付の提供

常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービス、介護者の休養や病気の時など、一時的に障害のある人を預ける短期入所の場など、日中も安心して生活できるよう介護サービスを提供していきます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量(1月あたり)】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	1,905 人日分 98 人	1,957 人日分 99 人	2,032 人日分 101 人
療養介護	9 人	9 人	9 人
短期入所(福祉型)	237 人日分 55 人	241 人日分 56 人	245 人日分 57 人
短期入所(医療型)	55 人日分 16 人	55 人日分 16 人	58 人日分 17 人

【現状と将来推計の考え方】

- 平成 27 年度から平成 29 年度（見込み）の年間の実利用人数及び年間の延べ利用日数をもとに、利用増加や将来の障害者手帳所持者等の増加を考慮して、見込量を推計しました。
- 特別支援学校卒業予定者の進路相談内容も考慮して、見込量を推計しました。
- 短期入所は、介護者の高齢化に伴う緊急時の利用増加等も勘案して見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- 障害のある人やその家族などがその人にふさわしい事業所を選択することができるよう、広く情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 市内及び近隣の事業所が定員に達することが考えられることから、新たな事業者の参入を促進し、利用に支障が生じないよう対応に努めます。
- 必要に応じてグループホームや施設入所支援事業者に、短期入所事業の実施等について要請していきます。
- 事業者へ第三者評価制度の受審を促し、障害のある人が安心してサービスを利用できる仕組みづくりを引き続き推進します。

② 身体機能・生活能力の維持・向上

障害のある人が自立した地域生活を営むことができるように、自立訓練（機能訓練・生活訓練）サービスの提供に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練）	対象：身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練（生活訓練）	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（機能訓練）	20人日分 1人	20人日分 1人	20人日分 1人
自立訓練（生活訓練）	119人日分 8人	119人日分 8人	119人日分 8人

【現状と将来推計の考え方】

- 平成27年度から平成29年度（見込み）の年間の実利用人数及び年間の延べ利用日数をもとに、見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- 利用者のニーズにあった施設の情報収集を行い、利用者に情報提供を行うなど、利用調整を進めます。

③ 就労の支援

障害のある人の希望と適性に応じた、多様な働く場の確保に向けて、関係機関との連携を図り、就労を支援します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供する就労継続支援A型事業と雇用契約を結ばない就労継続支援B型事業があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労や就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した方が対象)

【サービス見込量(1月あたり)】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	188人日分 10人	207人日分 11人	226人日分 12人
就労継続支援(A型)	120人日分 6人	140人日分 7人	160人日分 8人
就労継続支援(B型)	3,043人日分 179人	3,128人日分 184人	3,230人日分 190人
就労定着支援	—	3人	6人

【現状と将来推計の考え方】

- 平成27年度から平成29年度（見込み）の年間の実利用人数及び年間の延べ利用日数をもとに、見込量を推計しました。
- 就労定着支援は、平成30年度から新規に創設されるサービスです。見込量は平成31年度から推計することとなっています。
- 特別支援学校の生徒の卒業後の進路状況、既存の事業者の拡充等も勘案し、見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- 事業者と連携を図り、障害のある人が一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業など幅広く選択できるよう、必要な支援を行います。
- 事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

- 一般就労を希望する人には、就労支援センター「エール」を中心に関係機関との連携を図り、職場開拓や就労準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。

(3) 暮らしの場の提供

① 居住支援サービスの充実

その人にふさわしい福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、共同生活援助（グループホーム）などの居住支援サービスの充実を図ります。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等を利用していった障害のある人で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要がある方には、介護サービスも行います。

【サービス見込量(1月あたり)】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	1 人	8 人	10 人
共同生活援助（グループホーム）	65 人	72 人	73 人

【現状と将来推計の考え方】

- 自立生活援助は、平成30年度から新規に創設されるサービスです。共同生活援助（グループホーム）の利用実績や入所施設からの地域生活への移行を考慮し、見込量を推計しました。
- 共同生活援助（グループホーム）は、平成27年度から平成29年度（見込み）までの利用者数をもとに、入所施設からの地域生活への移行や退院した精神障害のある人の地域生活への移行を考慮し、見込量を推計しました。
- 市内グループホームの定員拡充等により利用者が増加することも考慮して見込みました。

【見込量確保に向けての方策】

- 障害の程度に応じて、援助を受けながら地域で生活できるグループホームの整備を推進するために、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。
- 障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、地域の人と互いに尊重しあいながら共生する必要があるため、障害のある人への理解について啓発に努めます。

② 施設入所支援

夜間や休日に安心して施設で専門的な介護が受けられるよう、施設入所支援を提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日における、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量(1月あたり)】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	51 人	52 人	53 人

【現状と将来推計の考え方】

- 平成 27 年度から平成 29 年度（見込み）までの利用者数や介護者の高齢化により介護が難しくなることを想定し、施設入所待機者の状況やグループホームなどへの地域移行の状況を考慮し、見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- 地域で自立した生活が困難な障害のある人への対応として、必要に応じ施設入所支援を提供します。
- 入所を必要とする障害のある人やその家族に、入所施設に関する情報提供や施設入所利用調整に関する支援を行います。

(4) 相談支援の提供

① 相談支援の提供

障害のある人の地域での生活を支援するため、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援を提供していきます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や入院等をしている障害のある人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障害のある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【サービスの見込量(1月あたり)】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	60 人	61 人	62 人
地域移行支援	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	2 人	2 人	2 人

【現状と将来推計の考え方】

- 計画相談支援については、平成 27 年度から平成 29 年度（見込み）までの利用者数と障害福祉サービス等の支給決定者数をもとに、見込量を推計しました。
- 地域移行支援については、施設の入所者のうち、地域生活への移行希望者数を考慮するとともに、入院中の精神障害のある人の退院者数の実績等を踏まえ、見込量を推計しました。
- 地域定着支援については、地域でひとり暮らしをしている障害のある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人の人数、地域生活への移行希望者数を考慮して見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- 障害のある人の適切なサービスの利用に向け、きめ細かな支援と、サービス利用者の実情に応じモニタリングの実施に努めていきます。

- サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者を対象に連絡会を開催し、事例検討や意見交換等を通じて事業者の質の向上に努めます。
- 地域生活への移行に向けた訪問相談、サービス利用者やその家族等に対して情報提供等に努めるとともに、関係機関等との連絡、調整を行います。

3. 障害児の福祉サービス見込み量と確保策

(1) 障害児通所支援等の提供

障害のある子どもの健やかな成長のために、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所等との連携により、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を図るとともに、障害のある子どものさまざまな相談に的確に対応できる体制の整備を図ります。

【事業の概要】

事業名	内 容
児童発達支援	障害のある未就学児に対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所等に訪問し、子どもや職員に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障害のある子どもに対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等の支援や治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害のある子どもで、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際の利用計画の作成から、利用後のモニタリングを一定期間ごとに行うなどの支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【事業の量の見込み(1月あたり)】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	58人日分 15人	70人日分 18人	78人日分 20人
放課後等デイサービス	640人日分 64人	660人日分 66人	680人日分 68人
保育所等訪問支援	0人日分 0人	4人日分 2人	6人日分 3人
医療型児童発達支援	8人日分 1人	8人日分 1人	8人日分 1人
居宅訪問型児童発達支援	0人日分 0人	0人日分 0人	0人日分 0人
障害児相談支援	17人	20人	22人
コーディネーターの配置	—	—	—

【現状と将来推計の考え方】

□平成27年度から平成29年度(見込み)までの実利用人数及び延べ利用日数をもとに見込量を推計しました。

【実施に向けた考え方】

- 障害のある子ども及び保護者の意向を尊重するとともに、「はばたきファイル」を活用し支援に関する情報の共有化を図り、切れ目のない効果的な支援に努めます。
- 事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置は、平成30年度から新規に創設されるサービスです。東京都が実施する研修を受講する必要がありますが、東京都の研修実施が平成31年度以降となる予定のため、今後の動向により検討していきます。

4. 地域生活支援事業の見込み量と確保策

(1) 相談支援事業の充実

障害のある人のライフステージに応じ、一貫した相談支援事業の確立を目指します。また、地域自立支援協議会を中心として、障害のある人の地域生活を支えるネットワークを強化するとともに、障害のある人への差別の禁止や虐待の防止に努めます。

【事業の概要】

事業名	内 容
地域自立支援協議会	地域における障害者福祉に関する関係者による連携及び支援の協議を行い、地域支援体制の充実を図ります。
障害者相談支援事業	地域活動支援センター「あおば」や地域活動支援センター「ハッピーウイング」において、障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

【事業の量の見込み(年間)】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所

【現状と将来推計の考え方】

□福祉センター内の地域活動支援センター「あおば」と福生市と共同で設置した地域活動支援センター「ハッピーウイング」の2か所を見込みましたが、今後の相談件数の増加や、専門的な相談に的確に対応するため、相談支援事業者を増やす取り組みも必要です。

【実施に向けた考え方】

- 相談支援については、福祉センター内にある地域活動支援センター「あおば」を中心に、地域活動支援センター「ハッピーウイング」や関係機関との連携をさらに強化し、相談支援事業の一層の充実を図ります。
- 障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、他の福祉サービスの利用相談などの支援を行っていきます。
- 福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害のある人に対し、相談支援を提供できるような環境を充実するため、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 発達障害、高次脳機能障害、難病などの相談に対応するため、専門性の高い相談支援

体制の強化を図ります。

○福祉、保健・医療、教育など地域の関係機関の関係者から構成する地域自立支援協議会において、地域課題解決に向けた話し合いを行っていきます。

○障害のある人への差別禁止や虐待防止に取り組むとともに、広報はむらや市公式サイトなどで、広く啓発に努めます。

(2) 在宅での自立支援

障害のある人の自立生活や社会参加を促進するため、地域生活支援事業として、地域活動支援センター事業、移動支援事業、成年後見制度利用支援事業などの必須事業や日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業などのその他の事業を確実に進めています。

【事業の概要】

	事業名	内 容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を地域住民に対して行います。
	相談支援事業	障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また、地域自立支援協議会相談支援部会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について助成を行います。
	意思疎通支援事業	障害により意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳や要約筆記により、意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付事業	障害のある人に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される手話奉仕員の養成・研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。
	地域活動支援センター事業	障害のある人に相談支援事業を総合的に行うとともに、機能訓練、社会適応訓練、創作活動の機会、食事、入浴サービスなどを提供します。

	事業名	内 容
その他の事業	日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障害のある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。
	訪問入浴サービス事業	重度の身体障害のある人の居宅を訪問し、入浴サービスを行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
	自動車改造費助成事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
	自動車運転教習費助成事業	自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。
	火災安全システム事業	重度の障害のある人の自宅に火災安全システムを設置し、生活の安全を確保します。
	ショートステイ事業【市制度】	介護している人が、疾病や休養などの理由により家庭における介護が一時的に困難になった場合に、障害のある人を短期間保護できるよう、市と委託契約した法人が運営する施設に、ショートステイ専用の居室を確保します。

【事業の量の見込み(年間)】

<必須事業>

区分	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	実施見込みか所数	実利用見込み者数	実施見込みか所数	実利用見込み者数	実施見込みか所数	実利用見込み者数
理解促進研修・啓発事業	有		有		有	
相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	2か所		2か所		2か所	
② 地域自立支援協議会	有		有		有	
③ 基幹相談支援センター	無		無		無	
④ 住宅入居等支援事業	無		無		無	
成年後見制度利用支援事業		1人		1人		1人
意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業		20 人		20 人		22 人
② 手話通訳者設置事業	1か所		1か所		1 か所	
日常生活用具給付事業						
① 介護・訓練支援用具	10 件		10 件		10 件	
② 自立生活支援用具	7 件		7 件		7 件	
③ 在宅療養等支援用具	6 件		6 件		6 件	
④ 情報・意思疎通支援用具	5 件		5 件		5 件	
⑤ 排泄管理支援用具	1,370 件		1,380 件		1,390 件	
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2 件		2 件		2 件	
⑦ その他	1 件		1 件		1 件	
手話奉仕員養成研修事業 (登録見込み者数)		7 人		8 人		10 人
移動支援事業(利用実人数) (年間延べ利用時間)	73 人 12,410 時間		74 人 12,580 時間		75 人 12,750 時間	
地域活動支援センター	2 か所	60 人	2 か所	63 人	2 か所	66 人
あおば		20 人		21 人		22 人
ハッピーウイング		40 人		42 人		44 人

<その他の事業>

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	6 人	6 人	6 人
訪問入浴サービス事業	2 人	2 人	2 人
自動車改造費助成事業	1 人	1 人	1 人
自動車運転教習費助成事業	2 人	2 人	2 人
火災安全システム事業	1 人	1 人	1 人
ショートステイ事業【市制度】	2 人	2 人	2 人

【現状と将来推計の考え方】

- 移動支援事業については、平成 27 年度から平成 29 年度（見込み）までの実利用人数及び延べ利用時間をもとに見込量を推計しました。
- 日常生活用具給付事業については、平成 27 年度から平成 29 年度（見込み）までの延べ利用件数をもとに障害のある人の増加数を考慮して見込量を推計しました。
- 意思疎通支援事業については、平成 27 年度から平成 29 年度（見込み）までの実利用人数をもとに、聴覚障害のある人の増加数を考慮して見込量を推計しました。
- 日中一時支援事業については、平成 27 年度から平成 29 年度（見込み）までの実利用人数を考慮し利用者数を推計しました。
- 上記以外の事業については、平成 27 年度から平成 29 年度（見込み）までの実利用人数をもとに利用者数を推計しました。

【実施に向けた考え方】

- 障害のある人が、その人にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態での事業を提供していきます。
- 利用者の増加が著しい事業については、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

第6章

計画の推進に向けて

1. 計画推進のために

(1) 障害のある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容やサービス提供方法などについて、実態調査や聞き取り調査などを用いて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

(2) 地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、保健・医療関係者、雇用関係機関、障害者団体、学識経験者等のさまざまな立場からの参画を得て開催されている地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や相談支援のあり方、地域生活を支える基盤整備の方向性、市内の地域資源の改善等、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

(3) 全庁的な推進体制の整備

障害福祉に携わる部署は、障害福祉の担当課だけでなく、子ども、高齢者、健康推進、雇用、防災、まちづくり、教育など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、全ての職員が障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(4) 国・都との連携

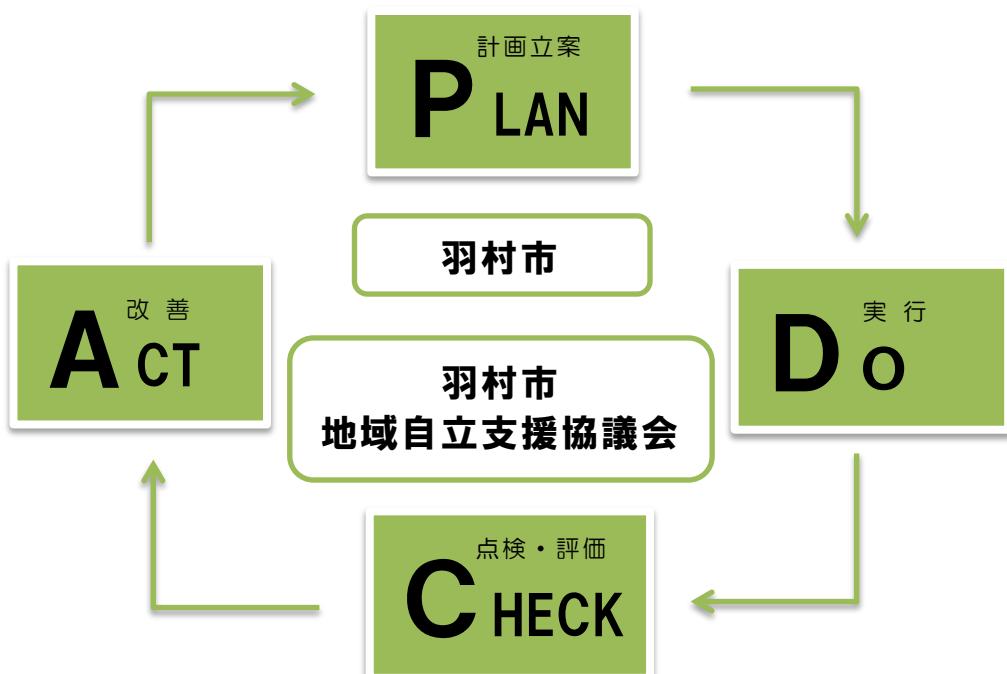
障害のある人の地域生活を支える施策は、国や都の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や都の新しい動向を注視しつつ、連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度となるよう、国や都に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2. 計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「P D C A*」のマネジメントサイクルが必要です。

市においては、府内における進捗把握とともに、地域自立支援協議会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。

さらに、計画期間終了年次においては、次期の計画策定のため、障害のある人への基礎調査や聞き取り調査などによりニーズの把握に努めるとともに、障害のある人、市民公募委員や公的団体の代表者等で構成する審議会を設置し、前期の計画期間における各事業の成果や問題点等の検証を行い、基礎調査及び見直しの結果を次の計画に反映していきます。



資 料 編

1. 羽村市障害者計画等審議会条例

平成18年3月31日

条例第18号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「障害者計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定に関する調査及び審議を行うため、市長の付属機関として、羽村市障害者計画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 2人以内
- (2) 福祉施設の代表者 3人以内
- (3) 福祉関係団体の代表者 3人以内
- (4) 公共的な団体の代表者 3人以内
- (5) 関係行政機関の代表者 2人以内
- (6) 市民公募委員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への答申をもって終了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年9月16日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月5日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

付 則（平成29年6月15日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 障害者計画及び障害福祉計画審議会委員の項を次のように改める。

障害者計画等審議会委員	日額9,000円
-------------	----------

(準備行為)

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）による改正後の児童福祉法第33条の20に規定する障害児福祉計画を策定しようとするときは、この条例の施行の日前においても、審議会は、市長の諮問に応じ、障害児福祉計画の策定に必要な事項を調査及び審議し、市長に答申することができる。

2. 羽村市障害者計画等審議会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
いのうえ かつみ 井上 克巳	福祉行政経験者	会長
すずき しげやす 鈴木 茂泰	知的障害者相談員	
ほりうち まさき 堀内 政樹	福祉作業所ひばり園の代表者	
かわむら しげる 河村 茂	福祉作業所スマイル工房の代表者	
あおき たけひこ 青木 岳彦	福祉センター障害者施設の代表者	
たぐち なおこ 田口 尚子	特定非営利活動法人 羽村市手をつなぐ親の会の代表者	
おしえ きくこ 押江 起久子	身体障害者福祉協会の代表者	
なかにし みづえ 中西 瑞枝	F HMの会の代表者	
なかの おさむ 中野 修	町内会・自治会の代表者	
はしもと とみあき 橋本 富明	羽村市社会福祉協議会の代表者	
すがま よりこ 須釜 順子	民生・児童委員協議会の代表者	
みなもと まき 源 真希	西多摩保健所の代表者	
さかぐち しょうへい 坂口 昇平	羽村特別支援学校の代表者	副会長
はぎひら じゅんこ 萩平 淳子	市民公募委員	
しぶや きよし 渋谷 清	市民公募委員	

3. 審議会の審議経過

回	開催日	審議事項など
第1回	平成29年 6月27日	<ul style="list-style-type: none">・委嘱状の交付・計画の概要について・計画策定のための基礎調査について・今後のスケジュールについて
第2回	7月24日	<ul style="list-style-type: none">・計画策定のための基礎調査【確報版】について・障害者計画進捗状況（平成28年度）・障害者に関する基礎データ・現在の計画の現状と課題整理
第3回	9月14日	<ul style="list-style-type: none">・羽村市障害者計画・第5期羽村市障害福祉計画及び第1期羽村市障害児福祉計画骨子構成案について
第4回	10月18日	<ul style="list-style-type: none">・羽村市障害者計画・第5期羽村市障害福祉計画及び第1期羽村市障害児福祉計画素案（第4章 施策の展開）について
第5回	11月15日	<ul style="list-style-type: none">・羽村市障害者計画・第5期羽村市障害福祉計画及び第1期羽村市障害児福祉計画素案（第5章、6章）について
第6回	12月14日	<ul style="list-style-type: none">・羽村市障害者計画・第5期羽村市障害福祉計画及び第1期羽村市障害児福祉計画の答申（案）について
12月27日		市長へ答申

※羽村市障害者計画等審議会会議録は市公式サイト等でご覧になります。

羽村市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp/category/3-5-3-3-0.html>

4. 用語解説

※用語（初出ページ）

あ（ア）行

愛の手帳（15ページ）

知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けるために、一定の障害のある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、東京都愛の手帳交付要綱に定める知的障害者であることの証票として都知事が交付するもの。

アクセシビリティ（51ページ）

情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。特に、障害のある人や高齢者等ハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。

アスペルガー症候群（4ページ）

知的な遅れがなく、見た目などからはわかりづらいため、気づくのがとても難しい発達障害の一つ。「コミュニケーションの障害」「対人関係の障害」「限定された物事へのこだわり・興味」などを特徴とする。現在の医療現場ではより包括的な診断である”自閉症スペクトラム”という診断を用いることが多くなっている。

インクルーシブ教育（28ページ）

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育。国連の障害者権利条約の批准に向けて国内の法整備が進む中、平成25年7月に成立した改正障害者基本法で理念が盛り込まれた。

運営適正化委員会（53ページ）

福祉サービス利用者の苦情等を適切に解決し利用者の権利を擁護する目的でスタートした。利用者が、自力で解決できない事業者とのトラブルを、専門知識を備えた委員が中立な立場から解決に向けた仲介をしたり、サービスや利用者の財産管理が適切に運営されているかを調査し、助言・勧告をする。

か（カ）行

ガイドヘルパー（22ページ）

全身性障害、視覚障害、知的障害のある人など、一人で外出するのが困難な方について必要なサポートや介助を行う人のこと。移動介護従事者とも呼ぶ。

グループホーム（共同生活援助）（20ページ）

共同生活をしている住まいにおいて、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人に対し、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整等を行う。

さ（サ）行

重症心身障害児（33ページ）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児という。医学的診断名ではなく、児童福祉行政上のサービスを提供するための定義(呼び方)

ショートステイ（31ページ）

介護を行う者の病気その他の理由により、障害のある人が居宅において介護をうけることができない場合に、障害のある人を短期間、施設等で預かり、必要なサービスを提供する。

障害者虐待防止法（3ページ）

障害者虐待の防止に向けた取り組みを推進するために施行され、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を発見した者に対する通報義務を課すことが定められている。

障害者権利条約（3ページ）

障害のある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である。障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害のある人が社会に参加し、包容されることを促進することなどを規定している。

障害者差別解消法（3ページ）

障害があるという理由だけで、「不当な差別的扱い」をすることや、障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くために必要な「合理的配慮」をしないことを禁止している。

障害者週間（45ページ）

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間

障害者総合支援法（3ページ）

障害のある人の地域社会における共生の実現に向けて、障害者自立支援法に替わる法律として成立した。この法律では、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。

ジョブコーチ（21ページ）

「職場適応援助者」ともいい、障害のある人が一般の職場で就労するにあたり、障害のある人・職場及び家族に対して、職場適応に向けた調整や職場内外の支援環境を整える専門職のこと。

自立支援医療（16ページ）

障害のある人等に対して、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療のこと。障害のある子どもの生活の能力を得るために必要な医療（育成医療）、身体障害者の更生のために必要な医療（更生医療）、精神疾患による通院のための医療（精神通院医療）の3種類

身体障害者手帳（13ページ）

身体障害者福祉法に基づく障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳のこと。各種の福祉サービスを受けるために必要となる。

スクールカウンセラー（65ページ）

学校に配置されているカウンセラー。児童・生徒の心の問題に注目し、生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家

スクールソーシャルワーカー（65ページ）

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。

ストマ (22ページ)

病気等によって手術でおなかに新しくつくられた便や尿の排泄の出口のこと。

精神障害者保健福祉手帳 (16ページ)

精神障害者が一定の障害にあることを証明するもので、所持することによりさまざまな福祉サービスを受けることができる。

成年後見制度 (27ページ)

知的障害、精神障害や認知症等で判断能力が不十分になった人が、社会生活を営む上で必要な契約（売買契約、銀行預金契約、介護サービス契約、施設入所契約等）に際して、不利な契約を結ぶことがないよう支援する制度のこと。

た（タ）行

第三者評価 (50ページ)

福祉サービス第三者評価のことで、東京都における福祉サービス第三者評価制度では、「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」等、利用者がサービスを選択する際の目安となったり、都民が事業所の内容を把握することが可能となるように、各事業所の評価結果を公表している。

知的障害者相談員 (52ページ)

知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の増進を図るため、その相談に応じ、更生に必要な援助を行う民間協力者。知的障害者やその保護者の相談や知的障害者の更生のために必要な援助を行う。

ディジー図書 (51ページ)

視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人向けの、デジタル録音された音声による本

特定医療費（指定難病） (19ページ)

平成27年1月1日から「難病医療法」が施行され、厚生労働大臣が指定した「指定難病」にかかり、認定基準を満たした方に、医療費助成が行われている。施行当初は110疾患だった指定難病は、平成29年4月現在では330疾病に拡大されている。

な（ナ）行

内部障害（13ページ）

身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能障害の総称をいう。

難病（3ページ）

特定の疾患群を指す用語ではなく、①原因不明、治療方法未確立で後遺症を残す恐れの少なくない疾患、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾患をいう。

日常生活用具（22ページ）

障害のある人の在宅での日常生活の利便を図るため給付されるもので、特殊寝台、特殊便器、拡大読書器等がある。

ノーマライゼーション（47ページ）

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もほかの人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるという理念のこと。

は（ハ）行

はばたきファイル（33ページ）

特別な支援が必要な子どもの早期発見（就学前）から就労に至るまでの一貫した支援のために、関係機関との連携や情報の共有を図ることを目的に市が作成したファイルのこと。

バリアフリー（26ページ）

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元々住宅建築用語として登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いる。

ピアカウンセリング（52ページ）

障害のある人等が自らの体験に基づいて、同じ障害のある人の相談に応じ問題解決を図ること。

P D C A（104ページ）

さまざまな分野で品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「見直し（Action）」を順に実施していくもの。

福祉教育（42ページ）

国、地方公共団体、民間団体及びボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために講習、広報等の手段により行う教育をいう。最近では、お互いの交流を兼ねながら、障害のある人自らがその体験等の話をする「福祉講話」が小・中学校で行われている。

福祉的就労（26ページ）

一般就労の困難な障害のある人が、各種の授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

福祉有償運送事業（28ページ）

NPO法人や社会福祉法人等が、障害のある人や高齢者等、一人で公共交通機関を利用する事が困難な人を対象に行う有償移送サービスのこと。

ヘルプカード（39ページ）

障害等があり援助を必要とする人が携帯することで、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするための手段となるもの。

ヘルプマーク（48ページ）

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からず人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするためのマークのこと。

法定雇用率（3ページ）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、雇用者に占める身体障害者及び知的障害者の割合が一定率以上であるよう事業主に義務づけており、その割合をいう。平成25年4月からは、0.2ポイント引き上げられ、一般の民間企業2.0%、特殊法人等2.3%、国及び地方公共団体2.3%となった。

補装具（55ページ）

身体障害者の身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義足、補聴器、車椅子等がある。

ま（マ）行

マル都（19ページ）

東京都福祉保健局が実施している医療費助成のうち、難病等医療・大気汚染関連疾病・被爆者の子に対する医療・小児精神病・妊娠高血圧症候群等を対象疾病とした医療費助成制度の総称

や（ヤ）行

ユニバーサルデザイン（41ページ）

「だれもがはじめから利用しやすいように、施設・もの・サービス等に配慮を行う」という考え方で、「全ての人のためのデザイン」とも言われる。

ら（ラ）行

ライフステージ（27ページ）

人間の発達段階や人間形成の段階をいう。

羽村市生涯学習基本計画においては、ライフステージを次のように区分している。



リハビリテーション（P. 60）

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、ライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念のこと。